

Discussion Paper # 88 - DOJ - 4

繊維産業の産業調整政策

岩田 悟志
松下 哲也

1988年12月

通商産業研究所 Discussion Paper Seriesは、通商産業研究所研究官による研究成果等を取りまとめ、所内での議論に用いるとともに、関係の方々から、御意見を頂くために作成されたものである。その意味で、この Discussion Paper Seriesに記載された内容は、各研究者の研究試論であって、最終的な研究成果ではない。したがって、本稿に関し、著者の許可なく、引用または複写することは差し控えられたい。

また、ここに記された評価、意見は、あくまで研究に携わった研究者個人のものであって、通商産業省または研究者が所属する組織の評価、見解ではない。

要旨

本研究の目的は、我が国産業でも最も早く産業調整問題に直面し、現在も厳しい状況にある繊維産業を取り上げ、米国、英国での産業調整過程と比較しつつ、その調整過程と政策のあり方について検討することである。

本研究では、以下の調査、検討を行った。①戦後以来1970年代初頭までの紡績業、化繊・合繊工業を中心にした我が国の繊維産業の調整過程の調査、②朝鮮動乱ブーム後に生じた過剰設備への対応にはじまる戦後の一連の繊維対策とその実施状況の調査、③我が国と同様、先進国としての調整過程を経てきた米国と英国の繊維産業対策についての調査、④政府の政策とは別に、米国、英国で行われた繊維産業における買収・合併による産業の再編成の動きについての調査、⑤設備調整政策、輸入規制政策、産業再編成の三つの視点からの米英日3カ国の比較及びそれぞれの繊維産業動向との係わりについての検討。

以上の調査、検討により本研究で達した結論は、第一に設備調整政策については、それのみでは、産業の中長期的な活性化には十分ではないということである。第二には、輸入規制政策についての効果の有無は、輸入規制の有効性の違い、国内市場への依存度の違い等の各国の事情に依存するということである。ただし、輸入規制については、輸入規制による競争力喪失の可能性、国内消費者の被る負担等の問題が一般的にある。第三は、産業の再編成については各国の市場環境が複雑に影響するため一概に評価を下すことは困難であるということである。

繊維産業の産業調整政策

未定稿

岩田 悟志：通商産業研究所 前主任研究官
松下 哲也：通商産業研究所 前研究官

1988年12月

0. はじめに	1
1. 繊維産業の変遷	3
2. 繊維産業と政策	7
(1) 繊維政策の変遷	
(2) 繊維政策の評価	
3. 欧米の繊維政策	12
(1) 英国	
(2) 米国	
4. 産業の再編成	16
(1) 英国	
(2) 米国	
5. 米英日の繊維産業動向と政策	19
(1) 設備調整政策	
(2) 輸入規制	
(3) 産業の再編成	
資料	23

0. はじめに

産業調整問題については、1978年OECDでPAP一般方針が採択されて以降、国際的な観点から関心が高まっている。

本稿では、我が国産業の中でも最も早く産業調整問題に直面し、現在も厳しい状況にある繊維産業をとり上げ、その調整過程と政策のあり方について検討する。

最初に「1. 繊維産業の変遷」では、戦後以降の繊維産業の調整過程を述べる。戦前に最盛期を経験した綿紡績業は、戦後まもない一時期を除いては、国内における合繊との繊維間競争、先進各国の輸入規制的措置、発展途上国の追上げによって、慢性的な不況に陥ってきている。政策との関わりが最も深かったのもこの分野である。1950年から企業化が始まった合繊工業は、その後飛躍的な成長を遂げる。過剰生産により一時期不況を経験するが、その後、国際市場への進出を図り、高度成長期を迎える。米国などの輸入規制、発展途上国の追上げ、石油危機などを経て現在に至っている。

本項での関心は、国内市場における綿紡績業の調整過程と、戦後新産業として誕生した合繊工業の発展・調整過程にある。

「2. 繊維産業と政策」においては、戦後以来現在まで続いている繊維産業対策をふり返り、評価を試みる。過剰設備対策を狙いに制定された「繊維旧法」、設備のスクラップ&ビルドを目指した「繊維新法」、設備の一括処理と繊維産業の水平統合を目的とした「特織法」、日米繊維協定に端を発した「臨織特」、さらには、繊維産業の中での異業種間連携を狙った現在の「新繊維法」など、一連の対策の概要と実施状況を述べる。調整過程の中での政策の意義、実効性が本項での関心事である。

「3. 欧米の繊維政策」では我が国と同様、先進国としての調整過程を経てきた米国と英国の繊維産業について、政策と産業との関わりを述べる。英国では、戦後まもない時期から、繊維産業の構造不況対策が講ぜられている。過剰設備処理、設備近代化対策のほか、輸入規制も行われたが、それらの対策の有効性は疑問視されている。米国では、日本のような繊維産業対策は行われていない。そのかわりに、厳しい輸入規制策が講ぜられている。

上述のような各国の政策は、繊維産業の動向に少なからぬ影響を与えたが、さらに産業の活力を左右した重要な要因として、「4. 産業の再編成」の問題をとりあげる。英国では、1960年代に2大合繊メーカーであるICIとCourtauldsを中心に紡織業界の再編成が行われている。日本では合繊の発展期において、合繊工業への参入の手段として極く一部

の企業の合併が行われたにとどまっている。米国では、1950年代から60年代にかけてBurlingtonなどの紡織一貫メーカーが登場し、合併・吸収を行った。それ以降、輸入規制の効果もあり、70年代に至るまで米国の繊維産業は好況を維持し続けた。

「5. 米英日の繊維産業動向と政策」では、設備調整政策、輸入規制政策、産業再編成の三つの視点から米英日3ヶ国の比較を試みる。①設備調整政策は、そのみでは産業の中長期的な活性化には十分とはいえないこと、②輸入規制政策についてはその効果の有無は各国の事情に依存するものであること、③産業再編成は、活性化に大きく資するものであるが、企業家の不断の努力なくしては、競争力を維持し続け得ないことなどが各国の産業動向の比較の中で示される。

繊維産業は長い歴史を経ており、政策との関わりも深い。その意味で今後の産業調整政策を考える上での教訓とすべき事が多い。本稿で議論した、設備調整政策、輸入規制政策あるいは産業の再編成について、一概にその効果の有無、優劣を議論することは困難である。いずれにせよ、常に見失ってはならないのは、市場メカニズムの活用を前提とした上で、必要な範囲で市場メカニズムの補完を行うのが行政の役割であるという認識である。この認識に立つと、輸入規制による国内産業保護を行わなかった日本は、市場メカニズムの十分な活用によって、国際競争力を維持しつつ、相対的には、より効率的な産業調整を行ってきたといえるであろう。

1. 繊維産業の変遷

最近の繊維産業が大きな構造調整問題に直面していることは疑いない。発展途上国の追上げは厳しく、繊維品輸入の伸びは著しい。1986年には、繊維品輸入が輸出を上回る状況となった。先進諸国の輸入規制に悩まされてきた我が国の立場は大きく変化してきている。

繊維産業を個別にみれば、紡績業は、戦後急速な復興をみせたが、朝鮮動乱ブーム以降、慢性的な構造不況状態が続いている。1950年代に誕生した合繊工業は、その後石油危機に至るまで急速な伸長を続けてきたが、石油危機以降、構造不況問題をかかえるに至った。中小企業性の高い織物業は、紡績業と同様の過程をたどってきている。ここでは、紡績業、化繊・合繊工業を中心に、戦後以来1970年代初頭までの繊維産業の調整過程をふりかえる。

①戦後の復興

1930年代に全盛時代を築きあげた繊維産業は、第二次世界大戦を経て極端な縮小を余儀なくされた。戦後、国民衣料の絶対的不足と外資獲得の必要性とを背景に、綿紡績業を主体とする生産の復興が促進された。その契機となったのが、1947年の占領軍の「綿紡績生産能力に関する覚書」による中間許容限度 400万鍾承認と過剰米綿の供給である。

400万鍾中間許容限度の復元は、1949年中にはほぼ達成され、50年1月末には十大紡と新紡25社（1947年10月発足）併せて35社全部の操業が可能な状態に達し、綿糸生産は戦争直後の2万トン水準から16万トン水準にまで復活した。

化繊工業については、1947年にレーヨン・ステープル年産15万トンの中間復元目標が設定された。綿紡績業との違いは、①相対的に多額の設備資金と専門的技術を要するため、既設工場の改修・復元の動きはあったものの新会社設立の気運は全く生まれなかったこと、及び②過剰米綿処理を目的とするGHQの占領政策により、綿製品と競合するスフ設備の復元に制約が課され、復元は人絹設備に絞られ、かつ生産はすべて原糸輸出に向けられたことである。

このような状況にありながらも、既存設備の補修改良と老朽設備の更新が進められた結果、1949年には一応の復元を完了し、人絹・スフあわせて6万トンの水準にまで復活した。

②朝鮮動乱ブーム

朝鮮動乱による海外需要の突発的激増を契機に、綿紡績業、化繊工業は急激に拡大した。1949年から50年にかけて純綿系の生産は5割増、化繊は10割増となり、また、設備面では1950年6月27日（朝鮮動乱勃発2日後）の紡績設備規制撤廃もあり、1951年中に綿紡機は200万鍾の増大、スフ紡機は40万鍾の増大となった。

綿紡績業では、こうした設備の拡張は、新紡、新々紡などの新規業者の開設に負う部分が大きく、その結果、中小紡のウェイトが急増し、朝鮮動乱後の過剰生産の一誘因となった。一方、化繊工業は、この間の蓄積をもとに合繊工業への展開を進めていくことになる。

③綿糸・化繊の不況

朝鮮動乱が終わり、1952年は反動恐慌の年となった。1952年1月には、十大紡が戦後初めての自主操短を開始した。同年3月からは、新紡、新々紡をまき込んだ勧告操短が始まり、1953年5月までの15ヶ月間継続された。次いで、1953年からのデフレ政策の影響により、昭和29年不況が始まり、1955年5月には、戦後2回目の勧告操短が実施された。綿糸生産は、1954年を境に停滞傾向を深め、綿紡績企業の化繊工業への参入—いわゆる化繊ラッシュ—が生じた。これにより、化繊工業にも過剰生産が広がり、1957年には合繊を除くすべての繊維産業において深刻な不況が到来した。化繊生産は、この年をピークに後退を余儀なくされることとなる。

④合繊工業の登場

綿紡績企業の参入により、化繊の過剰生産傾向が不可避となる中で、一部化繊企業はそれまでの資金と技術の蓄積を活用し、合繊の企業化を進めていった。

合繊企業化については、政府による強力な育成策がとられた。1948年10月に発表された繊維5ヶ年計画の中にも、合成繊維の生産・設備・所要資金計画が織り込まれており、1949年5月の「合成繊維工業急速確立に関する答申書」（繊維産業生産審議会）以降、政府資金による優遇措置も講ぜられた。

1951年、東洋レーヨンが、当時の資本金7億5千万円を上回る10億円の特許料を払いデュボンと技術提携し、ナイロン企業化に着手した。企業化に当たっては生産体制の整備に加えて、2次加工部門や流通組織を含めた系列化を急速に進めた。東洋レーヨンは、既に朝鮮動乱後の反動恐慌時において、下請機業の系列化に着手していたが、その後ナイロン原糸生産規模の増大に対応するため、優良機織業者の系列化を進め

、また流通面からの補強として、蝶理（絹人絹商社）の系列化をも進め、合繊先発企業としての地位を確立した。

他の化繊企業あるいは綿紡績企業は、特許の障害、原料供給についての配慮などからナイロン参入には必ずしも積極的ではなかった。1955年に日本レーヨンが参入したが、設備能力の上では東洋レーヨンが数倍も大きく、後発4社（鐘紡、呉羽紡、帝人、旭化成）が1963年から64年にかけて参入するまで、東洋レーヨンがほぼ独占的地位を維持した。

ポリエステルについても、1958年に帝人と東洋レーヨンが2社独占体制をつくり出し、後発3社（東洋紡、倉敷レイヨン、日本レーヨン）が参入する1964年までこの体制が継続した。

合繊工業の飛躍的拡大は、綿紡や化繊など既存繊維の構造的不況を強める結果となった。繊維生産高に占めるシェアをみると、レーヨン等の増大により、1940年代後半に既に天然繊維のシェアは減少している。その後レーヨン等化繊の占めるシェアも1956年の31.8%をピークに減少し、それ以降合繊のシェアが着実に増大し、1965年には24.1%を占めるに至っている。

合繊の拡大下において、後発化繊企業あるいは一部綿紡企業は、先に述べたとおり、合繊への本格参入を開始し、その結果合繊においても生産過剰が到来することになる。

⑤合繊不況

1963年から1964年初めにかけての金融引締めにより、過熱気味であった景気は不況に転じた。繊維産業においては、後発化繊企業、綿紡企業が、相次いで合繊に参入し、設備拡張競争を行っていた時期であり、生産の増大と需要の減退の中で、合繊工業は初めての不況を経験することとなった。

ナイロン長繊維の設備能力は、1962年末の150ト/日から、63年末には220ト/日、64年末には287ト/日に拡大、生産量も1962年の5万1千トンから、63年7万2千トン、64年11万トンと年率40%の増大を示した。需給ギャップは急速に広がり、ナイロン価格は、64年初頭の1400円/kgから700円/kgと5割値下がりし、合繊業界は大きな打撃を受けた。

1964年～65年にかけて、東レ、日レ、帝人、鐘紡による自主減産、「ナイロン糸布輸出振興会社（注）」による在庫買上げが行われ、その結果、市況は安定した。同時

に、景気の回復に伴って、国内需要が回復し、輸出が好調に推移し、生産調整は65年末には自然解消した。66年後半には再び各社フル稼働の状況となり不況は終焉を迎えた。

(注) ナイロン糸布輸出振興会社

ナイロンメーカー6社(東レ、日レ、帝人、旭化成、呉羽紡、鐘紡)の共同出資により65年8月に設立されたナイロン製品の一手買取機関。設立認可直後の65年9月、銀行団から32億円の協調融資を受けて各メーカーの手持ち在庫を買上げた。

⑥輸出依存による高成長と先進国の輸入規制

“40年不況”脱出の一つの要因は輸出の好調にあったが、不況回復以降、1970年代初頭に至るまで輸出はさらに増大し、合繊工業は輸出依存型の高成長を遂げることとなった。

1964年の合繊輸出は7万9千トン、内需向けは26万4千トンであった。65年には、輸出が14万7千トンと87.1%増大した一方、内需向けは11.8%減となった。その後も輸出は急速に増大し、64年には23%であった輸出比率が、65年には38.8%、71年には53.6%の高水準に達した。

この間の輸出増大には、世界的な合繊需要の増大も大きく寄与しており、いわば日本での供給過剰と世界的な需要増大がマッチした時期といえる。

綿製品については、既に1956年以来輸入規制が行われていたが、これをさらに、毛、化合繊製品にまで広げようという動きが米国を中心として起こってきた。1972年には日米繊維協定が、1974年にはMFAが成立することになる。この点については、「米国の繊維政策」の項で詳述する。

2. 繊維産業と政策

繊維産業政策としては、①繊維関連法令に基づく繊維対策、②中小企業関係法令に基づく繊維対策、③1978年以降の特定不況産業安定臨時措置法、特定産業構造改善臨時措置法に基づく対策がある。

繊維産業は、大企業から中小企業までを含む極めて複雑な産業組織を構成しており、戦後まもない時期から現在まで①と②とが、密接な関係の下で、進められてきた。

③は、石油危機に端を発する構造不況に対応するための一般法である。繊維産業の中では合繊製造業と紡績業について特定不況産業安定臨時措置法に基づく設備処理（1978～1983年）が、合繊製造業（1983～86年）とレーヨンステーブル製造業（1983～88年）について特定産業構造改善臨時措置法に基づく構造改善が行われている。

本項では、①を中心に、必要に応じて②に触れることにする。

(1) 繊維政策の変遷

①綿紡・スフの勧告操短

朝鮮ブームの反動によって生じた著しい供給過剰に対処するため、1952年に綿紡・スフに対する勧告操短が行われ、その結果暴落した価格は反騰に転じた。

その後、1953年末に始まった不況は再び繊維産業に大きな打撃を与え、1954年から、「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」（中小企業団体の前身）に基づき、綿スフ織物業の操短とアウトサイダー規制が実施された。また、1955年から綿紡績の第2次勧告操短が実施された。

②繊維工業設備臨時措置法（繊維旧法）

綿紡績の生産過剰状態はその後も続いた。単なる操業短縮では不十分であり、長期的な設備対策の必要性が生じた。1956年、紡績業と染色整理業（設備としては、精紡機と織物幅出機）を対象とした繊維旧法が施行された。同法は、設備登録による新增設の抑制、過剰設備の処理を行おうとしたものである。

綿スフ織物業に対しては、中小企業政策の一環として中小企業団体の前身に基づき設備規制や中小企業近代化促進法（1963年以降）に基づく低利融資等が実施された。

③繊維工業設備等臨時措置法（繊維新法）

繊維旧法における複雑な登録区分が複合繊維時代にそぐわなくなり、また新增設の一層の激化は抑制されたものの過剰設備の解消は十分には進まなかったため、こ

れらを解決する手段として、1964年に繊維新法が施行された。本法の主眼は、格納設備の廃棄を条件に2対1の割合で設備の新設を認めるという、スクラップ&ビルドによる設備近代化を進めようとした点にある。

また、本法の施行により、戦後10年間続いた操短体制は廃止された。不況に対する需給調整は独禁法に基づく不況カルテルによることとなった。

④化学繊維工業協調懇談会（協調懇）

1959年の繊維旧法改正により、合繊工業は、同法の規制対象として、自主調整方式による新增設を行ってきた。64年の繊維旧法の廃止により規制から解除された。業界側では、法的基礎がなくとも自主調整による業界の協調を維持したいという意向が強く、1964年10月、官民協調による「化学繊維工業協調懇談会」を設置し、新たに協調方式により設備新增設を進めることとなった。

発足が65年不況に当たったため、協調懇の実際の活動は66年度からとなったが、その後、合繊工業が輸出主導型の成長を遂げるにつれて、従来の設備調整方式に対する批判が高まるようになった。69年10月に協調懇運営方式の大幅な改訂が行われた。これにより、国際競争力の強化という観点から、企業の自由な意志決定が大幅に認められることになり、1959年以来続いてきた業界による自主設備調整は大きく転換した。

⑤特定繊維工業構造改善臨時措置法（特繊法）

繊維新法施行直後、1965年から繊維市況は急速に悪化し、綿糸、レーヨン等の不況カルテルが結ばれるようになった。また、繊維新法の目指したスクラップ&ビルドによる設備処理は、むしろ生産能力の増大を招来することとなった。

このような状況を背景に、繊維産業の中長期的な構造改善を目的として、1967年に特繊法が施行された。対象業種は特定紡績業と特定織布業（1969年にメリヤス製造業と特定染色業を追加）、これらの業種を対象として（i）過剰設備の処理、（ii）設備の近代化、（iii）生産・経営規模の適正化を進めようとしたものであり、あわせて、これらの業務を行う機関として繊維工業構造改善事業協会を設立した。

⑥中小企業近代化促進法

特繊法時代まで、近促法に基づく構造改善を実施してきた業種は、繊維工業で17業種（燃糸、紡毛紡績、メリヤス等）である。特繊法の対象業種でないものが相当含まれており、また、特繊法の対象となっている業種も、近促法による構造改善を

併せて実施することにより税制上の特別措置の適用を受けることができた。

1974年度からは、新繊維法が施行され、対象業種が繊維工業全般にまで拡大されたことに伴い、繊維関係で近促法の構造改善事業を実施しているのはローブ製造業のみとなった。

⑦臨時繊維産業特別対策

1971年5月からの対米繊維輸出自主規制及び10月の日米政府間協定の仮調印に伴ない、政府は、繊維産業で過剰となった設備の買上げ等の特別措置を講じた。

2回にわたる特別措置は総額 2,000億円にのぼり、約 110万錘の紡機の、買上げ廃棄等が行われた。

⑧繊維工業構造改善臨時措置法（新繊維法）

1970年代に入って、発展途上国の追上げ、先進諸国における保護主義的傾向の高まりが生じる一方、需要面での多様化、高級化志向も顕著になりつつあった。

1974年に制定された新繊維法は、対象を繊維工業全体に拡大し、異業種連携による知識集約化を目指した構造改善事業を進めようとしたものである。具体的には、①新商品又は新技術の開発、②設備の近代化、③生産・経営規模の適正化等を進めることとしている。

(2) 繊維政策の評価

政策の評価の視点としては、少なくとも次の2つを掲げることができる。

第1は、政策措置の実効性の有無である。例えば、繊維産業、特に綿紡績業は、戦争直後の一時期を除いては、慢性的な設備過剰に悩まされ続けてきた。繊維政策の直接的目的は長い間に渡って、この過剰設備の処理にあった。政策によって過剰設備は廃棄し得たか。これが第1の視点である。

第2は、本来の政策目的を達成し得たか否か、という視点である。過剰設備の廃棄は、繊維産業の活性化という目的のための一つの手段である。過剰設備の廃棄をなし得たとしてもそれが繊維産業のパフォーマンスの向上につながらなければ意味はない。

さらに、広い意味では、あらゆる政策の目的は、国民福祉の向上にある。ある政策が産業の一時的な活性化に貢献しえたとしても、そのために国民に過度の代償をしいたとすれば、その政策に対しては厳しい評価を下さざるを得ない。

第2の視点については、諸外国との比較の中で、政策選択の問題として後述する。
ここでは、第1の視点から繊維政策の評価を行う。

①繊維旧法

繊維旧法による登録制度、あるいは、共同行為による設備処理の本来の目的は、過剰設備の廃棄にあった。登録制度により、新增設の抑制はある程度なし得たが、「廃棄、格納その他の方法」（繊維旧法第24条）による処理のうち、格納が実施されたのみであり、廃棄は行われなかった。その結果、繊維旧法による措置は短期的な操業短縮の手段にとどまった。過剰設備の解消は十分には進まず、過当競争が続いた。

②繊維新法

旧法の下に温存されてきた過剰設備についてのスクラップ&ビルドは新法の下で少なからず進展したといえる。新法実施後、1967年2月までに184万錘の紡機が廃棄された。しかしながら、廃棄設備2に対し1の割合で紡機の新設、凍結の解除を認めた結果、稼働錘数そのものは1964年の1,207万錘から1967年には1,289万錘と増大した。

③特織法

紡績業に関する特織法の実施状況は次のとおりである。

「過剰設備の処理」に関する共同行為の指示については、法施行の日から1年以内（1968年8月14日）までに限って、行うことができることになっていたが、1977年以來の好況によりなかなか具体化しなかった。1968年度に入り、過剰精紡機の処理が開始され、年度末までに約112万錘の廃棄が行われた。その後、1971～1973年度の臨織特により、111万錘の設備買上げが行われ、計223万錘が廃棄された。

「設備の近代化」については、紡績工程の自動化、連続化、3交替制による操業を進めることとされていた。これについては概ね目的を達成した。生産能率の向上については88%の達成率となった。

④新繊維法

1974年度以降、1986年度までの知識集約化事業の承認件数は77件、施設共同化事業については29件、参加企業数は約1万となっている。構造改善は必ずしもスムーズに進まなかったが、これは2度にわたる石油危機に伴い、内需が大幅に落ち込み、多くの企業が前向きな構造改善に取り組む余力を欠いたことが理由として掲げられている。

過剰紡機の処理は、長期間にわたって重要課題として位置付けられてきた。しかし、現実には有効な廃棄が行われたのは、1968年の特織法による一括処理及び1971～73年にかけての臨織特による買上げ廃棄のみであった。前者については、1967年が好況であったため、現実の廃棄処理に至るまでには業界からの強い抵抗があった。後者は、日米繊維交渉の過程で行われた損害補償的措置（設備廃棄は政府予算による買上げ）である。政府による需給調整を目的とした設備調整に困難な点もあることを示すものといえる。

3. 欧米の繊維政策

(1) 英国

①1959年綿業法

第1次世界大戦前、年間70億平方ヤードの綿布を輸出し、世界の綿布工場といわれたランカシアは、第2次大戦前は日本の進出により、戦後はインド、香港、パキスタンからの綿製品輸入あるいは輸出市場の喪失にさいなまれた。このような状況を背景に英国政府は、大量の過剰設備を廃棄すべく1959年綿業法を制定した。

59年綿業法は、綿業の紡績、撚糸、織布、加工の4部門を対象として過剰設備廃棄と残存設備の近代化を進めるものであった。過剰設備廃棄(1959~61)については、廃棄のための買上費用の2/3を政府が負担、設備近代化(1959~64)については、要した費用の1/4を政府が負担することとしていた。

設備廃棄は、1959年4月から1961年末までに完了し、紡機は48%、織機は38%が廃棄された。政府資金は廃棄、近代化を含めて2,500万ポンドに上った。

②Textile Council の調査とその勧告に基づく対策の実施

1959年綿業法の施行、産業再編成による4大グループの出現後、しばらく好況が続いたが、60年代後半には再び不況となった。英国政府は3年近くの期間と10万ポンドの費用を投じて、繊維産業対策のための調査を実施し、69年3月にその調査結果と勧告を発表した。これには、i) 英国綿業の不振は、英連邦特惠による無税の綿製品の輸入が大きな原因であること、ii) 綿業各部門の国際競争力の低下は明らかであり、その改善に努めるべきこと、などが示されている。

この調査結果と勧告を受けて、英国政府は、i) 綿及び関連繊維産業の中小企業に対して、総額1,000万ポンド(約86億円)の設備近代化融資を行うこと、ii) 1972年以降、英連邦諸国からの無税の綿製品輸入に約15%の関税を賦課し、同時に輸入割当は廃止することを発表した。

i)については約200万ポンドの融資総額にとどまり、ii)については、輸入割当は従前通り継続すると発表したうえで、関税を課することとした。1年後、1973年1月から英国はE Cに加盟した。

③1972年工業法による資金援助

EC加盟の前年、英国産業の問題業種の強化を図る目的で1972年工業法が成立した。これは問題の多い特定産業の企業に政府補助金を支給して、その改善を図ろうとするものであり、繊維産業の中では羊毛工業と衣料工業とが対象業種となった。

羊毛工業は1973年7月、衣料工業は75年10月に対象業種に指定され、羊毛工業には1,500万ポンド（約110億円）、衣料工業には2,000万ポンド（約150億円）の補助金が用意された。

④ウィルソン首相の繊維産業助成計画

EC加盟により、輸出増加の機会にもめぐまれたが、域内・域外からの強い輸入圧力にも悩まされた。英国繊維業界は、政府に対し、繊維品輸入の20%削減を強く要請したが、輸入削減という一方的措置は英国の繊維品及び他の産品に対して報復措置を招くとして政府はこれを拒否した。これに代わる援助策として、ウィルソン首相は1975年7月、7項目の繊維産業助成計画を発表した。概要は次のとおりである。

- i) 工業法による2,000万ポンドの衣料工業助成措置
- ii) 国産繊維品の使用について政府関係機関に要請
- iii) 輸入問題に関してはMFAを十分に活用
- iv) 75年5月に男子用シューズの英国への輸出に自主規制を課すことを発表した
コメコン諸国との協定を慎重にレビュー
- v) 衣料にも輸入監視制度を拡大
- vi) 必要が生じた場合には反ダンピング法を行使
- vii) ボルトガルからの繊維品輸入に対して無税枠を厳密に適用

(2) 米国

米国の第二次世界大戦後の繊維政策は、1956年における日本の対米綿製品輸出自主規制という形での輸入規制によって始まったといわれている。以来、現在まで政策の主体は輸入規制政策であり、設備調整政策は行われていない。

以下、第二次世界大戦後の輸入規制政策を歴史的に概観してみる。

①日本の対米綿製品輸出自主規制 (1956～61年)

1955年頃の米国の綿製品産業は合繊との競争激化、朝鮮戦争休戦後における生産の下降等に直面していたところ、綿製品の関税引き下げを契機として日本製品の輸入が急増した。これらを背景として、米国繊維産業及び議会において輸入制限の動きが活発化し、1956年日本側は一部の綿製品について1年間米国向け輸出を自主的に調整することとした。しかし、米国業界は日本側の措置が一方的に決定され、米国側の意向が反映させられていないことなどを不満とし、日米政府間で交渉した結果、自主規制を1957～61年の5年間とすることとし、規制対象も全綿製品に拡大させるなどの規制強化が合意された。

②STA及びLTAに基づく輸入規制 (1961～73年)

1959年以降、香港等の日本以外の国からの綿製品の輸入が急増し、米国繊維業界での輸入制限運動が再度活発化した。

こうした情勢の中で1961年ケネディが大統領に就任し、その直後「繊維産業援助計画」が発表された。その第6項は、既存産業の不当な混乱を避けるべき貿易の基準を定めるための主要繊維品輸出入国からなる国際会議の早期開催ということであった。

その後、主要繊維品輸出入国による国際会議がGATT主催で開かれ、1961年7月に、1961年10月～62年9月の1年間を期間とする「綿製品の国際貿易に関する短期取決め」(STA)が成立した。さらに、1962年2月には「綿製品の国際貿易に関する長期取決め」(LTA)が成立した。これにより綿製品に係る輸入規制のための国際的な枠組みが構築され、これに基づき米国は綿製品の輸入規制対象国を日本以外の輸出国にも拡大し、綿製品の輸入規制を強化した。

③日米毛・人造繊維製品取極及びMF Aに基づく輸入規制 (1971年～)

1960年後半において化合繊製品の輸入量の増加が著しくなり、毛製品においても輸入品の国内消費に占める割合が約1/4を占めるようになった。

このような状況において、1969年1月、輸入規制を綿製品のみから化合繊・毛製品を含む全繊維製品にまで拡大することを選挙公約としていたニクソンが新たに大統領に就任した。ニクソン政権はこの選挙公約を実現すべく日本、韓国、台湾、香港等の繊維主要輸出国に対し毛・化合繊製品に係る包括的輸出規制を求める二国間交渉を行った。それらの交渉の結果、1972年1月に、1971年10月～74年の3年間を期間とする「日米毛・人造繊維製品取極」が日米政府間で正式調印され、成立した。また、相前後して米国は韓国、台湾、香港とも同様な取極を結んだ。

この結果、米国は、一部の主要輸出国との二国間協定によってではあるが、輸入規制を綿製品から全繊維製品に拡大し、その強化を実現した。

さらにその後、GATTにおいて繊維作業部会が設置され、国際繊維貿易問題の検討が行われ、その結果、1974年1月に、毛・人造繊維をも含めた「多繊維多国間取極」(MFA)がGATTにおいて採択された。これにより、綿製品のみならず全繊維製品に係る輸入規制を行うための国際的な枠組みが成立したことになる。MFAはその後、数次に渡り改定、延長され現在に至っている。

MFA成立後、米国はその枠組みの下、規制対象国、規制品目を拡大し、繊維輸入規制をますます強化することとなった。

1982年1月時点で、米国がMFAに基づき二国間協定を締結し、輸入規制を行っている国は24か国に昇っている。

4. 産業の再編成

(1) 英国

1959年綿業法による近代化計画が終了しようとする1963年後半から65年にかけて、人造繊維メーカーのCourtaulds社とICI社による繊維企業の買収合併が行われた。ランカシアの紡織業は衰退の趨勢にあったが、人造繊維の販路確保のためには、これら紡織業の強化を行う必要があった。綿業法の下で過剰設備の廃棄、設備の近代化がある程度進展したため、この両社が企業統合に乗り出した。

1963年、ICI社とCourtaulds社とが合同で計1,000万ポンドの融資を行い、有力紡績 English Sewing Cotton社が、繊維品の製造・販売を行っていた Tootal社を買収した。これが、企業統合のはじまりであった。

その後、Courtaulds社は、Lancashire Cotton Corporation 社（英国最大の紡績会社）と Fine Spinners and Doublers 社（英国第2位の紡績会社）を買収し、その結果、Courtaulds社は英国最大の紡績会社となった。その後、多数の織布、ニット、染色加工、コンバーター、衣料、家庭用品メーカー等を買収し、人造繊維の製造から最終製品の販売に至る垂直的一貫経営の大グループが形成された。

ICIは直接の買収統合は行わなかったが、ランカシアの中堅紡績 Viyella International 社に多額の資金を融資し、また、人造繊維糸加工と長繊維織布を主とする Carrington and Dewhurst社の株式保有を行い、両社による買収統合を支援した。

Viyella International 社は、英国第3位の紡績会社 Combined English Mills 社を始めとして多数の繊維会社を統合し、綿・人造繊維の紡績、織布、染色加工、コンバーター、2次製品製造にわたる大繊維グループをつくり上げた。

Carrington and Dewhurst社及びEnglish Sewing Cotton 社も繊維会社の統合を進め、1965年頃には、英国繊維産業は、Courtaulds 社、Viyella International社、English Sewing Cotton 社及びCarrington and Dewhurst 社の4グループに再編成された。

その後、1968年に English Sewing Cotton社は染色加工と衣服製造の Calico Printer's Association社と合併し、English Calico社となり、1973年にはTootal社と社名を変更した。

1970年には、Viyella International 社とCarrington Dewhurst社が合併して Carrington Viyella社となり、Courtaulds社、Tootal社及びCarrington Viyella社の

3グループが形成された。

以上のような再編成の結果、紡績事業あるいは織布専門の会社数や設備は減少し、紡績・織布・加工の垂直的経営を行う会社のウェイトが高まり、1968年初めには紡機、燃糸機、織機それぞれのシェアが、43.5%、21.4%、30.8%であったものが、1975年末には、77.1%、49.4%、47.1%と著しく高まっている。

(2) 米国

米国繊維産業は、第2次大戦後、他国に先がけて設備の近代化を進めた。同時に企業の集中統合も盛んに行われた。朝鮮動乱以後国際競争力を失いつつあったが、ケネディ大統領の繊維産業援助計画により収益性は改善し、1960年代に入って企業統合、設備の縮小・近代化も進んだ。

Burlington社やJ.P.Stevens社等の巨大な繊維総合会社を中心とする紡織・加工・流通の企業統合が1950年頃からとくに活発化し、紡織加工から最終製品までを一貫して生産・販売する「完全なコンバータ」が登場した。

Burlington社（元々は織布会社）は、1951年から62年までの間に23の企業を合併した。合併はそれ以前からも行われており、戦争直後に既にコンバータの合併を開始している。次いで2次製品メーカーの合併を行い、素材・半製品のメーカーから製品メーカーへと手を広げていった。吸収されたのはカーベットの三大メーカーの一つであるJames Lee社やストレッチ・デニムのElwin社などである。さらに毛部門として、Pacific Mill社やLawford Woosted社、合繊部門としてKropman Mill社などを合併している。以上のような吸収合併を経てBurlington社は米国を代表する総合コンバータとなった。

Burlington社と並ぶ総合コンバータであるJ.P.Stevens社は、もともとは毛紡績の販売代理店としてスタートした会社であった。1948年に8社を合併したのを皮切りに、大規模な吸収・合併を行った。

ビッグ3と称されるのが、BurlingtonとJ.P.StevensそしてDeering Milkenである。

他にU.M.M.(United Merchant and Manufactures), Indian Head, Cannon, Spring Millsなどが代表的である。

全体の傾向としては、戦後から1950年代末頃までは、当初水平的統合が多かったが、その後、収益の改善を意図して染色整理加工会社、コンバータを合併する垂直的統

合が目立つ。

1960年代に入ってから、水平的・垂直的統合を通じて多繊維化が進み、また、流通部門に接続する販売志向型の体制が確立されるようになってきた。

企業集中に伴ない、設備近代化も同時に進展し、綿タイプ紡機据付機数も、1953年の2,290万錠から1964年の1,940万錠へと15%以上も減少している。

以上見てきたとおり、英国においても米国においても紡織加工部門についての産業再編成は急速に進展した。我が国では、①東洋レーヨンがナイロン独占時代に行った販売・加工部門の系列化（これは1965年の合繊不況以降むしろ系列企業の自立化を図る動きに転じている。）、②後発企業の合繊参入策として行われた東洋紡、呉羽紡の合併（1966年）、ニチボー、日レの合併によるユニチカの発足（1969年）にとどまり、他には販売提携程度の動きがあったにすぎない。

5. 米英日の繊維産業動向と政策

①設備調整政策

輸入規制以外で講ぜられた繊維政策の中心は、設備調整政策であった。設備調整は、需給調整のために必要な手段の一つであり、民間企業が企業活動の一環として自らの判断でこれを行うのは当然である。問題は政府の手によって設備調整の促進がなされる場合の有効性とその是非である。

日本の設備調整政策については、既に繊維工業審議会で、明確な評価が行われている。繊維工業審議会の1984年6月答申に示された設備登録制の問題点についての議論を要約すれば以下のとおりである。

- ・設備投資は、企業の自主的な経営判断に基づき行われることが原則で、これに対する規制は極めて限定されたものとすべき。
- ・新增設禁止により登録設備が権利化し、①競争力を失った設備が温存される、②行政に対する過度の依存を生む、③技術改善努力を阻害するなど、産業の競争力を弱体化させているおそれもある。
- ・設備登録制のメリットとして、①業界の秩序維持、②大企業の参入防止、③業界の実態把握をあげる意見もあるが、これらの副次的効果を根拠に設備登録制を維持するというのは疑問。

このようにそもそも措置の是非、存在意義についての議論があることに加えて、過去の政策の実施状況をみると、以下のような問題点がある。

すなわち、繊維産業は大衆需要に直結した産業である。好・不況の波に敏感であり、かつサイクルも短い。日本の繊維産業では、ほぼ3～4年が景気循環の周期である。また、この循環が繊維産業に特徴的なパイプライン効果により増幅される傾向がある。短期的な操短以外の設備調整措置については、政策決定までのタイム・ラグを十分に考慮する必要がある。特織法による設備の一括廃棄はその一つの事例である。特織法の必要性については、既に1965年から議論が始まっていた。その実現は2年後の1967年であった。1967年には既に市況は回復に向かっており設備の不足を主張する声さえ上がっていた。その結果、設備の一括廃棄については67年度は見送りとなり、68年度に入って実施に踏み切り得たのである。

次に、英国及び米国の事例をみる。

英国では、先に見たとおり、1959年綿業法により大量の設備廃棄を行った。1959年4月には1690万鍾であった紡機が1961年末には860万鍾と激減した。この設備廃棄は業界再編成の糸口とはなつた。しかし英国繊維産業の再生にはつながらず、その後も英国繊維産業は縮小を余儀なくされていったのである。綿業法による一括廃棄後、民間の自主的な転廃業や合理化によって、紡機は64年にはさらに610万鍾にまで減少し、その後も縮小はとどまるところをしらなかつた。

米国では、政府による設備調整の促進は行われていない。民間企業により、好況期の増設、不況期の撤廃が行われている。

②輸入規制

日本は先進国中で唯一輸入規制を行っていない。英国、米国はいずれもMFAによる輸入規制を行っている。米国の繊維産業は、1950年代後半から産業再編成と輸入規制とにより、「病める産業」を脱したといわれる。英国においても1960年代に産業再編成と輸入規制とが行われた。しかしその後も大幅な縮小と不振が続いている。この差は、第1に、輸入規制の有効性の違いによる。英国は、1959年綿業法の後、1972年まで英連邦からの無税の綿製品輸入に国別割当を設けていた。73年からは拡大ECのもとで厳しい輸入規制を行ってきた。しかし、英国の実際の輸入をみると、綿糸ではMFAによって規制されていないスペイン、ポルトガル等地中海沿岸諸国からの輸入が増大しており、綿布では規制国からの輸入量が数量としては多いものの、EC域内諸国の伸びが著しい。人造繊維も綿糸と同様の状況にある。その結果、MFA二国間協定国からの輸入割合は、綿糸で10.9%、綿布で58.8%、人造繊維織物では17.6%（いずれも1979年）にとどまっており、輸入規制は有効に機能していない。

これに対して米国の輸入規制は極めて有効に機能している。MFA二国間協定国からの輸入割合は綿製品で91.2%、人造繊維製品で80.7%（1979年）となっている。

第2は、国内市場への依存度の違いである。米国の国内市場は極めて広大であり、繊維産業はもともと国内産業として発展してきた（1960年の綿織物の輸出比率は4%、英国は21%）。輸入制限により国内市場を守り、その中で厳しい競争が行われた。英国の繊維産業は輸出依存度が高く、このためかりに徹底した輸入規制を行ったとしても、国際競争力の低下により輸出が減退し、縮小を余儀なくされたであろう。

有効性の議論は別として、輸入規制については次の問題点がある。第1は、輸入規

制による競争力喪失の可能性である。米国の場合には国内市場は広大である。他産業では既に1920～30年代に大トラスト体制が確立されつつあったのに対し、繊維産業では商品規格の困難さから、極めて競争的な状態が維持された。他の国では、むしろ保護貿易による国内産業の競争力喪失の可能性が高い。第2は、国内消費者のこうむるデメリットである。米国の場合においても関税・非関税障壁による消費者の負担増は200億ドルにのぼるという試算がある。第3は、相手国の被害とそれによって誘発される報復措置あるいは世界貿易の縮小均衡の恐れである。

以上のような問題点を考慮すれば、輸入規制的措置は、短期的にはともかく、中長期的にはそれを行った国自身にもその他の国にも被害を及ぼすことは明らかである。

政府規制の不完全さについても指摘したい。80年以降、米国の繊維製品輸入は急激に増加している。これは規制対象外品目の増大によるものであり、米国政府は次々と規制対象品目を増やした。しかしながら、輸入規制は、輸入急増が生じてはじめて講ぜられる措置であり、事前的、予防的措置ではない。したがって規制は常に後追いになり、規制の網をくぐるための規格変更や、第3国経由の輸出への切替えなどが増え、有効性を失う。

③産業の再編成

既に見たとおり、英国では1960年代、米国では1950年代後半から産業の再編成が急速に進んだ。

英国では、1959年綿業法による設備の廃棄と近代化とが進められた直後に、ICIとCourtauldsにより産業再編成が行われた。しかし、英国の繊維産業はその後も縮小を続けた。60年代末をピークに、1973年石油危機以降、英国繊維産業の垂直統合は崩壊したともいわれている。Courtauldsについては次のような事実が指摘できる。

垂直統合の進展後、グループ内部の組織化と合理的経営体制の整備が遅れ、例えばグループ内で各工程が1対1の関係で結合しており柔軟性を欠く結果となった。その結果、79年以降の①景気後退、②ポンド高、③米国品輸入増により10,000人に近い減員、350の事業所のうち50事業所の閉鎖などが起こっている。Tootal社、Carrington Viyella社も同様の状況に陥っている。

米国の動向は対照的である。輸入規制のメリットを享受しながら国内市場での競争を行い、好況を維持していた。紡織加工業の売上高は1964年以降目立って増加した。売上高利益率は、1960年代初めの数年間は2.1～2.5%であったが、64年から69年ま

で3%水準を概ね維持し、65年、66年には3.8%~3.6%に達した。70年には1.9%の低率であったものの71年以降再び急速に回復している。

産業の再編成については、各国の市場環境が複雑に影響するため、一概に評価を下すことは難しい。結果のみをみれば、英国の産業再編成は失敗し、米国のそれは成功したといえる。

日本の合繊工業では、過去何度か産業再編成の議論が行われている。国際競争力の確保という観点から海外企業に伍しうる大規模生産体制を指向する動きがその一つである。1966年3月の「化学繊維産業の長期対策について」（日本化学繊維協会）では、国際競争力強化のための①企業数の減少、②経営規模の拡大ないし、③専門化の必要性をうたっている。1967年6月の「わが国産業の再編成」（日本経済調査協議会）では、①合成繊維重合紡糸段階における水平的集中化（3社又は3グループへの集中化）、②紡織以降の加工流通段階における大型コンバータの育成と合繊企業による大型コンバータへのファイバー売放し体制の確立がうたわれている。これらの動きの背景には、1967年の資本自由化に向けての対応という意味合いがあった。その後今日に至るまで具体的な産業再編成の動きはない。金融系列を超えた提携・合併には抵抗が大きかったこと、また、高度成長期にあって、激しい競争の下で個別企業が規模拡大を行ってきたことが、その理由である。

英米との比較のみではこれ以上の議論を進めることはできない。合繊工業のように、欧米とも十分な競争力を有する川上部門は別として、中小企業性が高く、流通経路も複雑な川中・川下部門については、欧米のコンバータに類似した再編成の必要性があるのではないか。

表1-1 糸生産量

(千t)

年	綿系	レーヨン・キュブラ・アセテート			合成繊維			備考
		フィラメント	紡績糸	計	フィラメント	紡績糸	計	
1942	162	43	20	63				
1943	96	23	17	40				
1944	56	10	15	25				
1945	24	3	3	6				
1946	59	4	5	9				
1947	122	7	7	14				
1948	125	16	11	27				
1949	157	30	18	48				
1950	238	47	40	87				朝鮮動乱ブーム
1951	337	63	68	131				
1952	353	64	94	158	1	3	4	反動恐慌
1953	414	74	114	188	2	6	8	
1954	464	84	147	231	4	8	12	綿生産のピーク
1955	419	89	186	275	7	13	20	
1956	505	103	233	336	13	24	37	
1957	539	122	282	404	21	34	55	化繊生産ピーク
1958	454	84	193	277	23	34	57	
1959	490	116	204	320	34	58	92	
1960	564	143	215	358	47	107	154	
1961	570	141	203	344	63	121	184	
1962	502	137	185	322	78	135	213	
1963	490	133	184	317	109	159	268	
1964	515	135	189	324	160	199	359	
1965	567	134	273	407	166	222	388	合繊不況
1966	522	135	256	391	200	260	460	
1967	536	137	261	398	256	311	567	合繊> 綿糸生産
1968	551	142	271	413	297	368	665	

年	綿糸	レーヨン・キュブラ・アセテート			合 成 織 維			備 考
		フィラメント	紡績糸	計	フィラメント	紡績糸	計	
1969	527	142	268	410	360	395	755	
1970	526	136	263	399	457	441	898	
1971	534	121	259	380	531	520	1051	
1972	555	119	203	322	503	535	1038	日米繊維協定
1973	555	128	182	310	592	577	1169	
1974	511	116	146	262	523	498	1021	MFA
1975	460	103	109	212	491	452	942	
1976	498	109	120	229	567	528	1095	
1977	441	107	99	206	605	490	1095	
1978	448	110	107	217	644	496	1140	
1979	508	114	126	240	649	535	1184	
1980	504	119	111	230	642	538	1180	
1981	456	119	97	216	621	497	1117	
1982	470	121	93	213	608	521	1128	
1983	438	117	96	213	611	512	1124	
1984	437	111	95	206	648	560	1208	
1985	437	105	107	212	654	542	1196	

(資料) 通産省「繊維統計年報」

表1-2 天然繊維、化合織の生産高構成

(%)

年	天然繊維		レーヨン・キュウラ アセート系	合織糸
		綿糸		
1948	85.3	66.8	14.7	-
1950	78.8	57.6	21.0	0.1
1952	75.6	55.0	24.1	0.3
1954	71.9	51.1	26.9	1.2
1956	64.8	45.0	31.8	3.3
1958	63.9	44.7	30.3	5.8
1960	59.8	42.5	28.8	11.4
1961	59.5	42.4	27.1	13.4
1962	57.4	39.4	26.5	16.2
1963	54.6	37.5	25.0	20.5
1964	52.5	36.1	23.4	24.1
1965	51.6	36.5	22.1	26.3

(出所) 通産省「繊維統計年報」

表1-3 合繊生産と輸出の推移

(単位:千t, %)

	生 産	内 需	輸 出	輸出比率
1961	153 (29.5%)	129 (26.1%)	24 (50.8%)	15.8%
1962	183 (19.3)	153 (18.3)	30 (24.9)	16.5
1963	239 (30.9)	238 (56.1)	55 (82.2)	23.0
1964	342 (43.1)	264 (10.6)	79 (43.3)	23.0
1965	380 (10.9)	232 (Δ 11.8)	147 (87.1)	38.8
1966	460 (21.3)	258 (11.0)	203 (37.5)	44.0
1967	578 (25.5)	350 (35.8)	228 (12.4)	39.4
1968	685 (18.6)	390 (11.4)	295 (29.6)	43.1
1969	806 (17.6)	410 (5.0)	396 (34.3)	49.2
1970	1,028 (27.5)	598 (45.8)	430 (8.5)	41.8
1971	1,165 (13.3)	541 (Δ 9.5)	624 (45.0)	53.6

(資料) 日本化学繊維協会

(注) 輸出はファイバー換算量、括弧内は対前年比伸び率

表2-1 繊維関係法令の推移

	年 月 日	概 要
織 維 昭 旧31 法39	公布 昭31. 6. 5 施行 昭31.10. 1 改正 昭34. 4.14 改正 昭35.	<ul style="list-style-type: none"> ・精紡機、織物幅出機の登録 ・過剰設備処理についての共同行為の指示（中小企業安定法により、登録を受けた機械を含む。） ・5年以内に廃止（目標年度35Fy） ・規制対象設備に紡糸機を追加 ・目標年度を37Fyに修正 ・自由化対策（36年 4月から原料輸入自由化）のための規制強化（アウトサイ-規制等） ・目標年度を40Fyに修正
織昭 維39 新 法45	公布 昭39.10. 1 施行 改正 昭42.	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰精紡機の廃棄（スクラップ&ビルド） ・精紡機の登録区分の変更 ・4年以内に廃止（～43. 9.30） ・特織法附則により、昭45. 6.30まで延長
特 昭 織42 法49	公布 昭42. 7.25 施行 昭42. 8.15 改正 昭44. 4.30 " 昭47. 6.20	<ul style="list-style-type: none"> ・特定紡績業及び特定織布業を対象 ・①過剰設備の処理 ②設備の近代化 ③生産・経営の規模の適性化（併せて繊維工業構造改善事業協会を設立） ・5年間の時限立法（～47. 6.30） ・メリヤス業及び特定染色業を追加（目標年度48Fy） ・振興基金の創設 ・2年間延長（～49. 6.30）
臨 織 特	自主規制 46. 5 政府協定 46.10	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰設備の買上げ、運転資金融資等
新昭 織49 維 法64	公布 昭49. 5.25 施行 昭49. 7. 1 改正 昭54 改正 昭59	<ul style="list-style-type: none"> ・対象を繊維工業全体に拡大 ・異業種連携による知識集約化事業 ・54. 6.30までの時限立法 ・構造改善事業実施主体の追加 ・異業種要件の緩和、59年まで延長 ・64年まで延長

表2-2 繊維新法と旧法の主要相違点

	旧 法	新 法
期 間	廃止規定	失効規定（4年間）
設 置 規 制	紡出制限だけで設置規制なし	あり（4年間）
登 録 区 分	10区分	第一段階4区分（3年間） 第二段階2区分（1年間）
系の紡出範囲	18種類	登録区分ごとに統合
化合繊維系機	法律の対象	対象から除外
無登録設備	法律上も実際上も存在する	法律上存在せず、違反に対しては強硬措置
格納（凍結）	長期・短期併用	長・短1本で1回限り
操 短	短期的操短のための共同行為有	なし
廃 棄 促 進	格別の措置なし	2：1の新設ないし凍結解除
金 融	〃	39Fy、開銀融資10億円
税 制	〃	企業合理化促進法の業種指定とこれに基づく初年度1/4の特別償却

表2-3 繊維新法制定時の見通しと1967年2月までの実績

(万錘)

	見 通 し			実 績		
	第一区分	第二区分	計	第一区分	第二区分	計
39年10月1日の 登録錘数	1,382	158	1,540	1,382	158	1,540
停止錘数	280	64	344	277	56	333
42年9月末日の 登録錘数	1,370		1,370	1,251	127	1,378
使用停止錘数 実績は2月1日	600		60	79	10	89
この間の 廃業錘数		0	230	150	34	184
解除錘数		4	54	48	12	60
新設錘数		0	60	19	3	22
39年10月1日の 稼働錘数	1102	94	1,196	1,105	102	1,207
42年9月末日の 稼働錘数	1,310		1,310	1,172	117	1,289

表2-4 紡績業の構造改善（特織法）の進捗状況

	基本計画（48年度目標）	48年度未実績	達成率
設備の近代化	(イ) 量産品種 724万鍾 生産能率 2.3人/柵	694万鍾 2.6人/柵	98.9% 88.4%
	(ロ) 非量産品種 314万鍾	314万鍾	100%
過剰設備処理	スクラップ&ビルドにより過剰設備の処理を図る。	223万鍾 臨織特による111万鍾 (46~48年度)を含む。	
企業集約の化	5万鍾以上の規模にグループ化	8グループ (参加企業 34社)	

表2-5 繊維工業構造改善事業の進捗状況

	年度別承認件数		
	知識集約化事業	施設共同化事業	計
1975	25 (25)	5 (5)	30 (30)
1976	46 (21)	11 (9)	57 (30)
1977	53 (7)	8 (2)	61 (9)
1978	53 (3)	6 (3)	59 (6)
1979	17 (4)	2 (2)	19 (6)
1980	21 (4)	5 (4)	26 (8)
1981	26 (4)	5 (1)	31 (5)
1982	30 (3)	6 (2)	36 (5)
1983	33 (3)	5 (0)	38 (3)
1984	22 (0)	2 (1)	24 (1)
1985	26 (3)	1 (0)	27 (3)
1986	24 (0)	1 (0)	25 (0)
※	77	29	106

※新規グループ計

(注) 括弧内は新規グループ数

表2-6 繊維産業対策関連政府資金

(百万円)

	財 政 措 置			
		融 資	補 助 金	出 資
1. 繊維旧法 (31~38Fy)	1,582		1,582	
繊維機買上げ廃棄	1,582		1,582	
2. 繊維新法 (39~41Fy)	6,248	6,114	134	
① 紡機近代化融資	961	961		
② 繊維機買上げ廃棄	134		134	
③ 近促法近代化	5,153	5,153		
3. 特織法(42 ~48Fy)	384,968	327,650	53,618	3,700
① 特定4業種近代化	140,268	140,268		
② 紡・繊維機買上げ廃棄	3,813	2,000	1,813	
③ 事業協会出資	3,700			
④ 黄麻業近代化	1,080	1,080		
⑤ 近促法	52,569	52,569		
(近代化)	(33,898)	(33,898)		
(構造改善)	(18,671)	(18,671)		
⑥ 対米輸出規制	180,653	131,733	48,920	
(自主規制)	(69,388)	(59,147)	(10,241)	
(臨織特)	(111,265)	(72,586)	(38,679)	
⑦ 金利軽減・協会運営補助金	2,885		2,885	
1~3 小計	392,798	333,764	55,334	3,700
4. 新繊維法(49~52Fy)	161,444	153,550	4,791	750
① 構造改善	20,008	20,008		
② 事業協会出資	750			750
③ 金利軽減・協会運営技術指導補助金等	4,791		4,791	
④ 設備共同廃棄事業(53Fy末まで)	135,895	135,895		
1~4 計	554,242	489,667	60,125	4,450

表3-1 1959年綿業法の実施状況

	紡績	燃糸	織布	糸加工	織物加工
開始時(59年 4月)					
会社数	144 社	170 社	625 社	242 社	
設備数	16,897千錘	1,609 千錘	259,224 台	126 百万 糸	2,672 百万 ヤード
廃棄を行った					
会社数	118 社	75社	345 社	50社	
廃棄設備数	8,171 千錘	544 千錘	99,337台	33	564
廃棄割合	48.4%	33.8%	38.3%	26.3%	21.1%
計画終了時(61年末)					
設備数	8,600 千錘	1,369 千錘	163,300 台	-	

(出所) 紡績月報

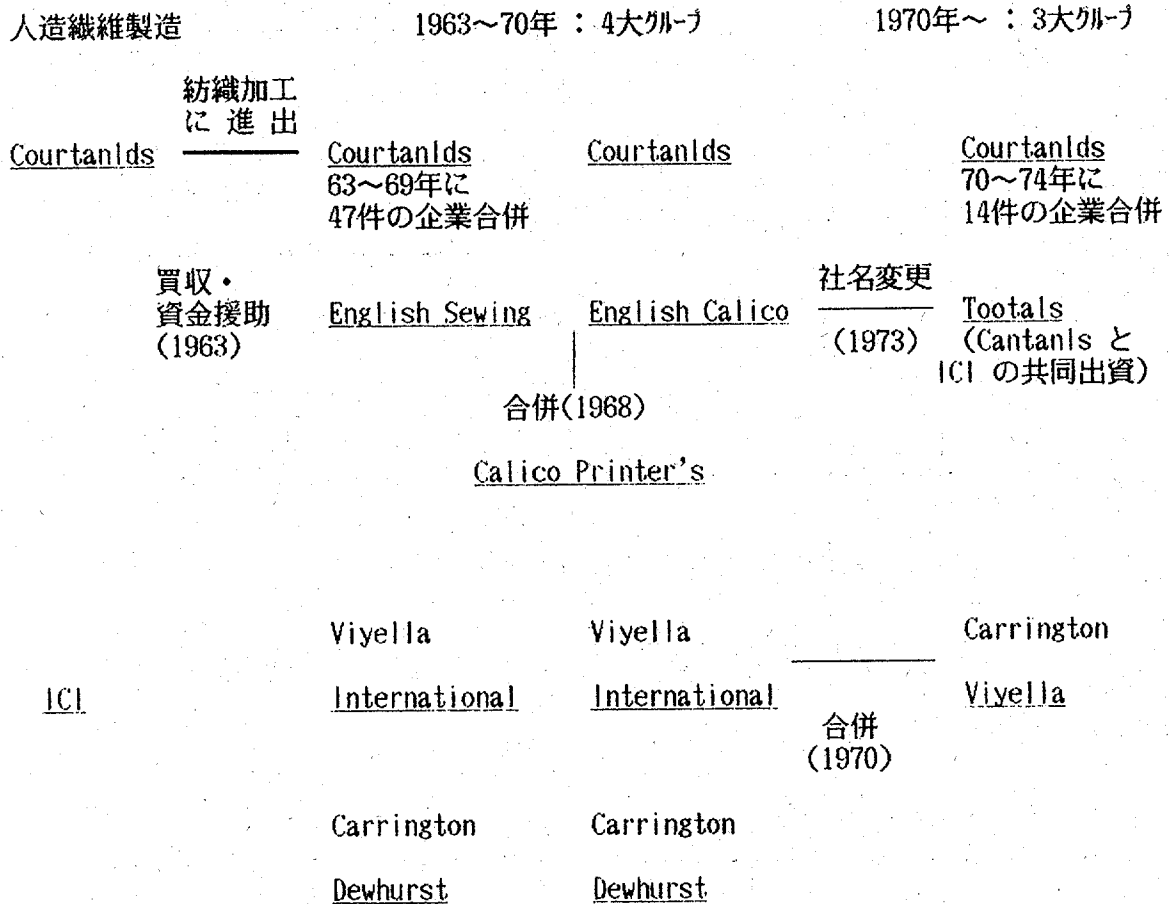
(注) 糸加工・織物加工の設備数は年間加工能力

表3-2 所要資金

(単位：百万糸)

	設備廃棄(2/3補助)	設備近代化(1/4補助)	計
民間負担	5.7	40.5	46.2
政府負担	11.4	13.5	24.9
計	17.0	54.0	71.0

図3-3 紡織加工大手グループの変換



※3大グループの設備比率

	1968	1975
紡績	30.3%	60.3%
織布	14.5%	34.7%

(資料) 国際綿連

(出所) 日本紡績月報 (一部修正)

表3-4 米 国 向 け 綿 製 品 輸 出

	綿 糸		綿 織 物		綿二次製品	
	千 封 度	百 万 円	千 平 方 碼	百 万 円	千 封 度	百 万 円
昭和28年	9	2	33,593	2,139	10,807	2,168
29年	16	4	50,022	3,850	12,595	2,526
上半期	3	1	9,764	733	5,176	999
下半期	13	3	40,258	3,117	7,419	1,527
30年	518	117	141,777	11,140	31,529	11,663
上半期	157	39	45,149	3,472	11,587	3,473
下半期	361	78	96,628	7,668	19,942	8,195

※米国本土のほか、ハワイおよびプエルト・リコを含む。

(出所) 大蔵省

(注) 封度：ポンド 平方碼：平方ヤード

表3-5 米国綿製品輸入に占める日本のシェアの推移
(単位：千平方ヤード、カッコ内は%)

(A) 綿織物				
	合計	日本	香港	その他
昭和31年	196,702(100)	149,845(76.2)	—(—)	46,857(23.8)
“ 32 “	128,261(100)	89,844(70.0)	2,969(2.3)	35,448(27.7)
“ 33 “	148,310(100)	106,398(71.7)	2,247(1.5)	39,665(16.8)
“ 34 “	249,686(100)	102,484(41.0)	30,760(12.3)	116,442(46.7)
“ 35 “	468,707(100)	93,256(19.9)	83,316(17.8)	292,135(62.3)
“ 36 “	263,311(100)	92,468(35.1)	67,549(25.7)	103,294(39.2)
(B) 綿製品				
	合計	日本	香港	その他
昭和33年	482.4(100)	308.1(63.0)	67.3(13.9)	107.0(22.2)
34 “	735.5(100)	325.2(44.2)	199.9(27.2)	210.4(28.6)
35 “	1,053.6(100)	273.3(25.9)	289.7(27.5)	490.6(46.6)
36 “	783.0(100)	293.2(37.4)	176.6(22.6)	313.2(40.0)

出所：米国商務省、OCDMに提出したATMI資料等にもとづいて日本紡績協会
で算定。

表3-6 日本の対米綿製品輸出規制枠（1956～69年）

（単位：千平方ヤード相当量）

	合 計	グ ル ー プ					備 考
		I	II	III	IV	V	
		織 物	家 庭 品	布 帛 製 料	メリアス 製 品	そ の 他 品	
1956 年 卒		150,000		千打 2,200			日本側の一方的自主 規制、綿織物全体及 びプリント加工、別珍、 セム、フックのみ、但し 期中にピコケース等4品 目追加
1957 年 卒	235,000	113,000	30,000	71,000	12,000	9,000	日米両国政府の協議 に基づく日本側の自 主規制（5年間）。 全綿製品が規制対 象。特掲品目は25 品目。グループ間振替率 10%
1958 年 卒	235,000	113,000	30,000	71,000	12,000	9,000	同 上
1959 年 卒	247,200	113,000	33,000	78,100	13,200	9,900	グループII、III、IV、V の枠各10%増。グ ープ間振替率5%、但 しグループIからの振替 は認めず、II、IV、 VからIIIへの振替も 認めず
1960 年 卒	247,200	113,000	33,000	78,100	13,200	9,900	同 上
1961 年 卒	254,760	117,000	33,000	81,660	13,200	9,900	同 上
1962 年 卒	275,000	125,500	35,000	90,500	14,000	10,000	短期協定に基づく日 米協定。特掲品目は 28品目、グループ間振 替率5%

	合 計	I	II	III	IV	
		織 物	家 庭 用 品	衣 料 品	綿 雑 製 品	
1963 年 卒	287,500	125,500	41,000	111,000	10,000	長期協定に基づく日米協定（3年間）。特掲品目25品目、上限品目7品目、外-内間振替率5%、二重規制（コ-ル天衣料、コ-マ・カ等）、パ-シカ（9品目）
1964 年 卒	296,125	129,265	42,230	114,330	10,300	同 上
1965 年 卒	310,931	135,728	44,342	120,047	10,815	同上、但し特掲品目等29品目、品目間振替率5%（特掲品目のみ）
1966 年 卒	326,478	142,515	46,559	126,049	11,356	長期協定に基づく日米協定（日米諒解事項による暫定協定…2年間）。特掲品目等28品目、外-内間振替率10%（IIIは5%）、二重規制緩和（コ-マ・カ等）、品目間振替率5%（全品目）
1967 年 卒	355,311	155,101	50,670	137,181	12,359	同 上
1968 年 卒	373,077	162,856	53,204	144,040	12,977	延長長期協定に基づく日米協定（3年間）、特掲品目等26品目、外-内間振替率10%（IIIは5%）、未達率5%の次年度への繰越し、品目間振替率5%（全品目）
1969 年 卒	391,731	170,999	55,864	151,242	13,626	
1970 年 卒	411,317	179,549	58,657	158,804	14,307	
1971 年 卒	431,883	188,526	61,590	166,744	15,023	

（出所） 続戦後紡績史

短期取決め (S T A) の概要

I. 短期取極

長期的解決が未決定の間、参加国は、綿製品に関する当面の問題を国際的行動を通じて処理することに同意し、同時にその行動とは、

- (I) 現在輸入が制限の対象となっている市場への接近を積極的 (significantly) 増加すること。
- (II) 制限が現在行われていない市場への秩序ある接近を維持すること。
- (III) 輸出で国から必要ならば、輸入市場における攪乱的影響を避けるよう、その輸出政策に抑制の手段を獲得すること。

を企図したものである。

従って参加国は、1961年10月1日に始まる12カ月間に対し、次の短期取極を採用することに同意する。

- (A) 参加国は、制限されざる綿製品の輸入が、その国内市場に攪乱を生じ、または生じる恐れのあるときは、如何なる参加国に対しても、1961年6月30日に終わる12カ月間の水準より低からざる特定水準で、かかる攪乱を生じまたは生じる恐れのある綿製品の 카테고리 (附属B参照) の総輸出の抑制を要求してよく、かつ30日以内に協定に失敗すれば、要求国は、特定水準 (略) より高い水準で輸入を受入れることを拒否してもよい。緊急事態の場合には要求が交渉中の間、関係国の何れによっても、暫定的に行動がとられてもよい。この取極は、他の条件で、相互に受諾できる双務取極の交渉を全然さまたげるものではない。

参加国は、この手続きが、貿易の最高度の自由の達成及び保護という同意された目標を十分に考慮して、輸入のアブノーマルな増加に起因する国内産業の攪乱を防止することにのみ、控え目に使われることを意図する。(中略)

- (B) 特定の水準にその輸出を抑制するよう要求された国は、5%だけ、何れのカテゴリに対して、特定水準を上廻ってもよいが、抑制の対象となった製品の カテゴリの要求国への総輸出は、すべてのカテゴリに対する合計を上廻ることはできない。

- (C) 要求国が、何れかのカテゴリーの内部における輸入の型の移動が、特定のアイテムの輸入の不当な集中を生じ、かつ、かかる集中が攪乱を生じ、または生じる恐れがあると決定するときは、要求国は、上記A項に基づく手続きにより、生産国に、1961年6月30日に終わる1年間の実績より低からめ定められた水準に、1961年10月1日に始まる12カ月間、当該アイテムの総輸出の抑制を要求してよい。
- (D) 参加国は、非参加国、または積換え、または直接的に競合する繊維品の代替によって、この短期取極が出し抜かれ、または破られることを阻止することに同意する。特に、この取極の目的が、直接的に競合する繊維品の代替を通じて出し抜かれ、また破られる危険のあるときは、それを防止するに必要な限度で上記A項の規定を当該製品に適用する。
- (E) 現に綿製品の輸入につき数量制限を実施中の参加国は、1962年1月1日から現にその輸入を制限する諸国からの輸入を積極的に増加するものとする。当該増加に関する具体的発表は、別途これを行う。
- (F) 本短期協定は、1961年10月1日に始まる12カ月間有効とする。但し、上記E項の規定は1961年1月1日以降効力を有するものとする。
- (G) 合同協議 (joint consultation) に関するガットの規定に基づき本協定参加国は、本協定の運用上、必要と認めるとき会合するものとする。この協議は特に上記A項に基づきその輸出を規制する国が、その規制せられる水準を実績に鑑み不相当と認めるとき行われるものとする。(中略)

附属A：1960年11月19日ガット総会決議抜粋

「かかる事態（市場攪乱）は通常下記の諸要素を複合するのが例である。

- (I) 特定仕出国からの特定商品の輸入が急激かつ実質的に増加するか、またはそのおそれのあること。
- (II) かかる商品が輸入国市場の同種商品の通常価格を実質的に下廻って引合いされること。
- (III) 当該輸入国生産者に重大な打撃を与えまたはそのおそれのあること。

(IV) 上記(II)の価格差は、当該国政府による価格決定ないし価格構成またはダンピングにより生ずるもの以外のものであること。(中略)」

附属B：Cotton Textile Categories (略)

綿製品の国際貿易に関する長期取決め抜粋

前 文

参加国は、

世界貿易の発展のための協力的かつ建設的な行動をとる必要を認め、さらに、このような行動は、経済的拡大を容易にすること、並びに原料及び技術のような必要な資源を有する低開発諸国が能率的に生産することができる製品の世界市場における販売により外貨を獲得する機会を一層増大させることにより、これらの低開発諸国の発展を促進することを目的とするものでなければならないことを認め、

しかしながら、若干の国においては、その国の見解によれば、綿製品市場の「攪乱」を起こしているか、または起こす恐れがある状態が生じていることを考慮し、

綿製品貿易の発展が輸入国及び輸出国における個々の市場及び個々の生産部門に対する攪乱的影響を回避するような合理的かつ秩序ある方法で行われることを条件として、これら製品の輸出機会を増大させるような方法でこれらの諸問題を処理することを希望し、

(中略)

第1条

参加国は、この取決めの前文に掲げる諸問題の解決に資するため、綿製品の国際貿易の類型の変化により必要となる調整に資する特別なかつ実地的な国際協力の措置を今後数年間適用することが望ましいと考える。ただし、参加国は、上記の措置が関税及び貿易に関する一般協定（以下ガットという。）に基づくそれらの国の権利及び義務に影響を与えるものでないことを確認する。参加国はまた、これらの措置が綿製品の特定の問題について処理することを目的とするものであるから、他の分野には適用されるべきでないことを確認する。

第2条

1. 参加国で他の参加国からの綿製品の輸入に対しガットの規定に合致しない制限を維持するものは、これらの制限をできるだけすみやかに撤廃するため毎年漸進的にこれらの制限を緩和することに合意する。
2. (前略) いかなる参加国も綿製品に関しガットに基づく義務に合致しない新たな輸入制限を適用し、また既存の輸入制限を強化してはならない。

3. 4. 5. (略)

6. 参加国は、他の参加国を原産地とする綿製品で加工後再輸出するため一時的輸入の制度の下で輸入するものに対して輸入制限をできるだけ撤廃しなければならない。

7. (略)

第3条

1. 1または2以上の参加国から他の参加国に輸入される特定の綿製品で輸入制限の対象となっていないものが輸入国の市場で攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある場合には、当該輸入国は、市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがあると判断する産品を輸出している参加国に対し、そのような攪乱を除去し、または回避するため協議を要請することができる。当該輸入国は、その判断により、そのような産品の輸出が規制されるべきと考える特定の水準を提示するものとする。もつとも、この水準は、附属書Bに掲げる水準よりも低いものであってはならない。前記の要請にはその要請の理由及び正当性に関する詳細な事実に関する陳述書を付さなければならず、要請国は、同様の情報を同時に綿製品委員会に通報しなければならない。

2. 要請参加国は、3に定める期間における輸入の不当な集中が事後の救済を困難にする損害を起こすような緊急な事態においては、この期間の末日までの間、1または2以上の関係国からの1に掲げる輸入を制限するため必要な暫定的措置をとることができる。

3. 関係1または2以上の輸出国が要請を受領した後60日以内に輸出規制の要請またはこれに代わる解決策についての合意が得られない場合には、要請参加国は、市場攪乱を起こしているかまたは起こす恐れがある1に掲げる1または2以上の参加国からの国内需要向け輸入を、当該参加輸出国が前記の要請を受領した日に始まる期間について、附属書Bに定める水準よりも高い水準で行なうことを拒絶することができる。

4. 5. (略)

6. この条の規定を援用する参加国は、この条に基づいてとる措置をできる限りすみやかに緩和し、または撤廃するため検討を続けなければならない。

(略)

7. (前略) 参加国は、この条の定める措置は控え目に使用され、またはとられるべきであること及び、この取決めの前文に掲げる合意された目的を十分に考慮に入れて、市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある当該産品または当該群〔グループ〕若しくは類〔カテゴリー〕の産品に限されるべきであることを合意する。

(略)

第4条

この取決めのいかなる規定も、この取決めの基本的目的に合致する他の条件に基づく相互に受諾可能な取決めの運用を妨げるものではない。

(後略)

附属書 B

1. (a) 市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある綿製品の輸入または輸出を第3条に基づきそれ以下の水準に規制してはならない水準とは、協議の申入れが行なわれた月に先立つ3カ月前に終了する12カ月の期間におけるこれら綿製品の実際の輸入または輸出の水準とする。

(b) 関係参加国の間に(a)に掲げる12カ月の期間について適用する年間規制水準に関する2国間取決めが存在する場合には、市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある綿製品の輸入または輸出を第3条の規定に基づきそれ以下の水準に規制してはならない水準とは、(a)にいう12カ月の期間における実際の輸入または輸出の水準ではなく、当該2国間取決めが規定する水準とする。

(略)

2. 規制措置が更に12カ月の期間継続される場合には、当該期間の水準は、これに先立つ12カ月の期間について定められた水準に5パーセントの増加を加えたものよりも低いものであってはならない。前記の水準を適用することが極度に困難な例外的な場合においては、関係輸出国と協議の後、輸入国の市況その他の関連要素にかんがみ5ないし0の百分率を適用することができる。

3. 規制水準が更に長期の期間継続された場合には、その後の12カ月の期間の水準は、これに先立つ12カ月の期間について定められた水準に5パーセントの増加を加えたものよりも低いものであってはならない。

昭和40年前後における米国の対各国綿製品規制状況

(A) 長期取決め第4条によるもの			
相手輸出国	協定期間	範囲・規制枠・特掲品目	
日 本	1963年1月1日(3年)	全綿製品1965年総枠310,931千平方メートル 4カテゴリー29品目	
香 港	1964年10月1日(1年)	36品目総枠271,000千平方メートル	
台 湾	1963年10月1日(4年)	全綿製品第2年度総枠55,650千平方メートル 2カテゴリー32品目	
印 度	1964年4月1日(2年半)	6品目第2年度総枠39,842千平方メートル	
◎ フィリピン	1964年1月1日(4年)	6伝統的貿易品目を除く全綿製品 1965年総枠15,942千平方メートル 13品目	
韓 国	1965年1月1日(3年)	全綿製品1965年総枠26,000千平方メートル 2カテゴリー18品目	
パキスタン	1964年7月1日(3年)	4品目第1年度総枠25,000千平方メートル	
イスラエル	1963年10月1日(4年)	全綿製品1965年総枠92,700千平方メートル 4品目	
ス ペ イ ン	1965年1月1日(4年)	全綿製品1965年総枠33,000千平方メートル 3カテゴリー20品目	
ポルトガル	1964年1月1日(3年)	全綿製品1965年総枠92,700千平方メートル 3カテゴリー26品目	
◎ ギリシャ	1964年9月1日(3年)	全綿製品第2年総枠5,800千平方メートル 6品目	
◎ ユーゴスラビア	1965年1月1日(3年)	全綿製品第1年総枠15,100千平方メートル 12品目	
イ タ リ ー	1962年1月1日(6年)	別珍1962-63年1,500千平方メートル 1964-67年1,545千平方メートル	
ト ル コ	1964年7月1日(3年)	全綿製品第1年総枠2,750千平方メートル 4品目	
アラブ連合	1963年10月1日(4年)	全綿製品第2年総枠46,000千平方メートル 11品目	
ジャマイカ	1963年10月1日(4年)	全綿製品第2年総枠19,425千平方メートル 9品目	

(B) 長期取決め第3条によるもの

相手輸出国	時期 (期間は1年)	品 目	枠	
コロンビア	1964年10月1日	綿糸(カード単糸)	2,415千枚	
		綿糸(コマ単糸)	52.5千枚	
		シーティング(カード)	1,758千平方メートル	
メキシコ	1964年10月1日	シーティング(カード)	500千平方メートル	
	同 7月15日	ツイル・サテン(カード)	100千平方メートル	
◎アルゼンチン	1964年 9月 3日	綿糸(カード単糸)	420千枚	
◎ブラジル	1964年10月28日	シーティング(カード)	525千平方メートル	
◎ホーランド	1964年 7月15日	ギンガム(カード)	100千平方メートル	
		ギンガム(コマ)	100千平方メートル	
		同 12月 4日	プリントクロス(80×80以外)	625千平方メートル
			その他綿織物(カード)	100千平方メートル
			ビローケース(カード)	125千枚
			シャツ(カード)	63千枚
		同 8月30日	シャツ(コマ)	75.6千枚
		1965年 5月26日	フランネル製シャツ	4千打

備考：◎印はL T A参加国

(出所) 統戦後紡績史

表 3 - 1 0

米 国 全 織 維 品 国 内 消 費 ・ 輸 入 推 移 (工 場 消 費 段 階)

(単 位 : 1 0 0 万 ポ ン ド)

	化 合 織			綿			毛			合 計		
	国内消費 (A)	輸 入 (B)	B/A	国内消費 (A)	輸 入 (B)	B/A	国内消費 (A)	輸 入 (B)	B/A	国内消費 (A)	輸 入 (B)	B/A
	1961	1,991.7	23.5	1.2%	4,058.1	188.9	4.7%	6,601.7	285.2	4.3%	1,991.7	23.5
1962	2,352.9 (18.1)	30.6 (30.2)	1.3	4,282.0 (5.5)	309.8 (64.0)	7.2	7,230.5 (9.5)	435.4 (52.1)	6.0	2,352.9 (18.1)	30.6 (30.2)	1.3
1963	2,714.1 (15.4)	36.2 (18.3)	1.3	4,125.4 (Δ3.7)	304.3 (Δ1.8)	7.4	7,416.9 (2.6)	435.0 (Δ0.1)	5.9	2,714.1 (15.4)	36.2 (18.3)	1.3
1964	3,103.7 (14.4)	50.0 (38.1)	1.6	4,373.9 (6.0)	300.2 (Δ1.3)	6.9	7,993.8 (7.8)	438.8 (0.9)	5.5	3,103.7 (14.4)	50.0 (38.1)	1.6
1965	3,564.0 (14.8)	79.0 (58.0)	2.2	4,639.6 (6.1)	360.7 (20.2)	7.8	8,760.1 (9.6)	544.7 (24.1)	6.2	3,564.0 (14.8)	79.0 (58.0)	2.2
1966	3,972.1 (11.5)	123.1 (55.8)	3.1	4,941.8 (6.5)	510.3 (41.5)	10.3	9,437.3 (7.7)	733.8 (34.7)	7.8	3,972.1 (11.5)	123.1 (55.8)	3.1
1967	4,250.1 (7.0)	138.8 (12.8)	3.3	4,669.2 (Δ5.5)	443.4 (Δ13.1)	9.5	9,364.2 (Δ0.8)	665.8 (Δ9.3)	7.1	4,250.1 (7.0)	138.8 (12.8)	3.3
1968	5,369.7 (26.3)	193.3 (39.3)	3.6	4,389.7 (Δ6.0)	479.8 (6.9)	10.8	10,236.4 (9.3)	771.4 (15.9)	7.5	5,369.7 (26.3)	193.3 (39.3)	3.6
1969	5,660.6 (5.4)	257.5 (33.2)	4.5	4,228.4 (Δ3.7)	487.9 (3.0)	11.5	10,334.9 (1.0)	841.6 (9.1)	8.1	5,660.6 (5.4)	257.5 (33.2)	4.5
1970	5,676.9 (0.3)	329.4 (27.9)	5.8	4,049.3 (Δ4.2)	472.3 (Δ3.2)	11.7	10,080.5 (Δ2.5)	887.7 (5.5)	8.8	5,676.9 (0.3)	329.4 (27.9)	5.8
“65~“70年平均伸び率	9.8%	33.1%	-	Δ2.1%	5.5%	-	2.8%	10.3%	-	9.8%	33.1%	-
“67~“70年平均伸び率	10.1%	33.4%	-	Δ4.6%	2.1%	-	2.5%	10.1%	-	10.1%	33.4%	-

《出所》 テキスタイル・オルガノン

日米政府間取極の内容

1. 期 間：1971年10月1日から3年間。但し3年目に延長を検討（第1条及び12条）
2. 規制形式：日本側輸出規則（前文及び第1条）
3. 対象品目：全ての毛製品及び人造繊維製品（但し糸以降の製品のみ）。但し品目の範囲及び定義は米国関税分類及び定義に従う。
（第1条、第11条及び付表B）
4. 総 枠：初年度（1971. 10 ~ 1972. 9） 997. 5百万平方ヤード相当
2年度（1972. 10 ~ 1973. 9） 1, 047. 4百万平方ヤード相当
3年度（1973. 10 ~ 1974. 9） 1, 099. 8百万平方ヤード相当
（年間伸び率5%）（第3条）
5. 繊維別枠：毛製品は総枠の約4%、年間伸び率1%
人造繊維製品は、総枠から毛製品枠を差引いた残り（年間伸び率は約5.2%となる）。（第3条）
6. 特定品目：18品目（うち人造繊維15品目、毛3品目）、6グループ、2亜群、実質7グループ。（特定品目の総枠中の比率は約50%）（第4条及び付表A）
7. シフト：グループ間シフト 2.5%~10% （第5条及び付表A）
グループ内カテゴリー間シフト 3% （第5条及び付表A）
特掲品目と非特掲品目間シフト可能。（了解記録第4項）
毛製品の未達分の人造繊維製品へのシフトは米側が認めれば可能。
（了解記録第5項）
8. 集中協議：（第6条）
 - （1）市場攪乱：特掲品目内特定製品及び非特掲品目について米側が市場攪乱ありと認めれば協議申し入れ、協議成立までの間は、最近12カ月間の輸入水準5%（毛は3%）増の水準で規制。
 - （2）トリIGGER：非特掲品目が年率10%（毛は3%）以上伸び、且つ一定水準を超えた場合、米側より協議申し入れ、協議成立時まで協議時の水準で規制。

9. キャリー・オーバー：前年枠の5%または関係枠の実際の未達のいずれか少ない数量を限度としてキャリー・オーバー可能。（第7条）
10. 既契約分の処理：1971年10月1日以前の契約のみで初年度枠（特定品目）を上回る場合には、協議により初年度中の輸出可能。但し、初年度枠超過分は第2年度枠から差引く（第9条）
11. 人造繊維系に関する特例：初年度及び第2年度において、人造繊維系の輸出は、トリッガー規定の範囲を越えて輸出可能。但し、初年度約47百万平方ヤード相当量、第2年度約49百万平方ヤード相当量を限度とし、綿製品取極枠に未達がある場合に限る。（人造繊維系に関する交換公文）
12. 専門家会議：取極運用その他につき毎年協議。その他問題発生時に協議。（第9条）

（出所）統戦後紡績史

M F A の 概 要

1. MFA (Multi Fiber Arrangement、正式名称は「繊維製品の国際貿易に関する取極」)は、繊維製品(綿、毛、人造繊維、植物性繊維及び交織の絹製品を対象)の貿易に関して、ガットの一般原則とは異なる特別ルールを定めた取極である。
2. (1) MFAにおいては、特定品目における輸入数量の急増又は低価格の提供により市場攪乱が起きているか、又はその真の危険がある場合に、輸出入国間の協議により数量ベースでの規制レベルの設定が可能とされており(二国間取極の締結も可)、その場合の数量及び年間伸び率の最低保証水準等が定められている。

M F A と ガ ッ ト 一 般 ル ー ル と の 相 違 点

MFA

ガット一般ルール(セーフガード)

数量制限の差別的適用 譲許撤回・修正、数量制限等の措置の無差別適用
 代償要求、対抗措置についての規定なし 代償要求、対抗措置可

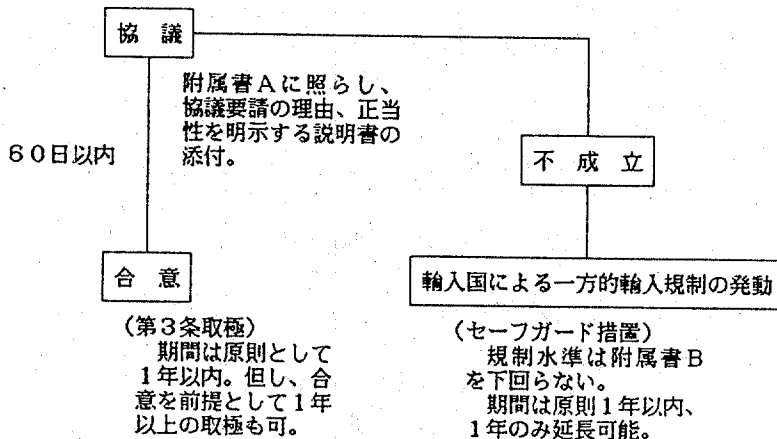
(2) 数量制限の具体的内容、発動手続等は次の通りである。

(イ) 措置の内容

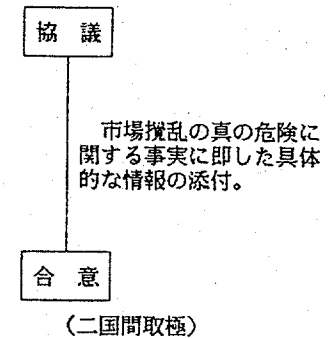
- ①第3条措置 市場攪乱が生じている場合に輸入国は、輸出国に協議要請を行い、輸入制限措置(協議不調の場合は、一方的規制も可)を講ずることができる。
- ②第4条措置 市場攪乱の真の危険が生じている場合に、輸入国は、輸出国に協議要請を行い、相互に受諾可能な条件で二国間取極を締結することができる。

(ロ) 発動手続

①第3条



②第4条



(ロ) 市場攪乱の定義 (附属書A)

特定の源泉からの特定の製品の①輸入の急激かつ相当量の増加又は増加の切迫、及び(又は)、②輸入国市場の類似品の一般価格に比べ低価格の提供により、国内生産者に、売上高、市場占拠率、利潤等の経済的諸要因に照らして、重大な損害を与え又は現にそのおそれが存在すること。

(二) 規制水準 (附属書B)

①第3条

初年度：協議要請の2カ月(又は3カ月)前に終わる12カ月の実績以上
 2年目以降：1. 原則6%以上の伸び率が認められる。例外的場合であっても正の伸び率が認められる。
 2. 枠間シフトや枠の繰入れ、繰越しが一定限度で認められる。

②第4条

第3条に基づく制限よりも総体的により自由(非制限的)であること。

(3) なお、MFA 7条には、参加国が情報交換等の方法によりMFAの効果的運用の確保を計る旨の規定があり、本条を踏まえ、具体的数量規制を伴わない輸出(輸入)監視に関する二国間取極が締結されている例がある。

資料 3 - 1 3

米国のMFAに基づく二国間繊維協定締結状況（1982年1月時点）

相手国	対象品	有効期間	規制の形式	根拠法と公文交換日
香港	綿、毛、人織製品	82.1~87.12		MFA4 条：82.3.21 ①
韓国	〃	82.1~87.12	包括数量規制・ 協議協定合体	〃 : 82.6.14 ①
マカオ	〃	80.1~83.12	総量規制	〃 : 79.11.29& 12.18
マレーシア	〃	82.1~84.12	包括数量規制・ 協議協定合体	〃 : 80.12. 5& 81.2.27
パキスタン	綿製品	82.1~86.12	〃	〃 : 82.3.9&11
シンガポール	綿、毛、人織製品	82.1~85.12	数量規制	〃 : 81.8.21
スリランカ	〃	80.5~83. 4	包括数量規制・ 協議協定合体	〃 : 80.7.7
台湾	〃	82.1~87.12	〃	〃 : 82.7.7 ①
ブラジル	綿、人織製品	82.4~85. 3	包括数量規制・ 協議協定合体（推測）	〃 : 82.3.31
コスタリカ	人織製整形着	80.1~83.12	個別数量規制	〃 : 80.9.22
ドミニカ（共）	綿、毛、人織製品	79.6~83. 5	包括数量規制・ 協議協定合体	〃 : 79.8.7&8
ハイチ	〃	82.3~85. 2	〃 （推測）	〃 : 82.4.2
ジャマイカ	〃	規定なし	協議協定	〃4.6 条：77.11.22 & 12.20
メキシコ	〃	78.5~85.12	包括数量規制・ 協議協定合体	〃4 条：79.2.26
ニカラグア	繊維製品	規定なし	協議協定	MFA4 適用：74.1.3 &75.1.3

ベ	ル	繊維製品	規定なし	協議協定	MFA4 適用：75.6.13 & 9.10
チ	ェ	スロバキア 綿、毛、人織製品	//	//	// : 75.3.2&28
キ	リ	シ + 綿製品	//	//	// : 75.12.29 &76.1.5
ハン	ガ	リ - 綿、毛、人織製品	//	//	//6 条：76.2.12 & 18
ホ	ー	ランド //	80.1~84.12	総量規制	MFA4 条：80.9.15 &81.3.20
ル	ー	マニア 毛、人織製品	81.4~85.3	包括数量規制・ 協議協定合体	// : 80.9.3 &11.3
ス	ペ	イン 繊維製品	規定なし	協議協定	MFA6 条：76.9.23
ユー	ー	スラビア 毛、人織男性スーツ	78.1~85.12	個別数量規制	MFA適用：78.10.26&27
日	本	1.綿、毛、人織製品	82.1~85.12	協議協定	MFA4 条：81.12.21③
		0.綿、毛、人織製11品目	//	個別数量規制	// //

出所：繊維製品輸出組合

表 3 - 1 4 米 国 の 織 維 製 品 輸 入 (単位：1,000トン)

	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
綿 製 品											
糸 物	6.0	5.3	11.9	6.1	14.0	5.6	8.7	10.9	12.9	19.1	24.8
織 衣 類	121.2	102.7	147.6	110.9	136.0	107.4	117.2	158.9	120.8	157.1	210.3
雑 品	76.4	100.4	132.6	158.0	195.1	193.3	210.4	228.6	231.4	282.5	344.5
	24.5	19.0	29.4	23.6	38.4	32.1	31.4	37.9	41.6	52.8	77.8
計	228.0	227.3	321.4	303.7	383.5	338.5	367.8	436.3	406.8	508.7	656.2
人 造 織 維 製 品											
糸 物	6.3	6.6	8.7	18.0	23.6	14.0	12.4	14.1	16.1	24.1	30.5
織 衣 類	37.4	34.4	38.3	41.1	45.5	33.0	33.2	44.4	43.8	57.4	71.9
雑 品	114.4	131.4	156.2	166.5	193.0	163.2	171.8	198.3	220.7	261.3	312.9
	10.3	9.3	14.3	15.6	25.9	24.9	26.5	31.4	34.7	64.9	88.5
計	168.4	181.6	217.5	240.8	288.0	235.1	243.5	288.2	315.3	407.7	503.9
毛 製 品											
糸 物	2.7	2.0	2.6	3.0	2.8	1.9	1.9	2.3	3.5	3.8	8.1
織 衣 類	4.2	3.8	5.5	8.5	11.7	9.8	9.6	12.6	11.7	12.7	17.7
雑 品	10.8	10.4	15.0	20.0	20.4	17.8	18.9	20.8	21.0	26.7	36.7
	6.4	5.9	7.2	7.3	7.0	7.0	8.2	8.8	9.4	16.6	24.4
計	24.2	22.0	30.3	38.8	41.8	32.0	38.6	42.2	45.7	72.1	86.3
綿、人造繊維、毛製品計											
糸 物	15.0	13.9	23.2	27.1	40.4	21.5	23.0	27.3	32.5	47.0	63.4
織 衣 類	162.8	140.9	191.4	160.5	193.2	150.2	160.0	215.9	176.3	227.2	299.9
雑 品	201.6	242.2	303.8	344.5	408.5	374.3	401.1	447.7	473.1	570.5	694.1
	41.2	34.2	50.9	51.5	71.3	64.0	66.1	78.1	85.7	134.3	190.7
計	420.6	431.0	569.1	583.4	713.4	605.6	650.4	766.7	767.7	988.6	1,246.3

出所：ATMI "Textile Hi-Lights"

表3-15

米国繊維市場に占める主要繊維品の輸入シェア (%)

年	綿製品	毛製品	人造繊維製品
1973	14.5	22.4	7.3
1974	14.7	22.6	6.3
1975	15.7	19.5	6.4
1976	19.1	23.5	7.1
1977	19.3	30.0	7.4
1978	23.9	31.2	7.8
1979	22.3	29.0	7.6
1980	24.4	27.6	6.7
1981	29.1	28.5	7.8
1982	28.8	33.9	9.5

出所：米国商務省：

“U.S. Production, Import & Import/Production Ratio
for Cotton, Wool & Man-Made Fiber Textile & Apparel”

表4-1 英国主要繊維企業の内容

売上げ規模	株式公開企業名	紡織製品	ウール製品	カーペット	ニット	衣料品	家庭用品	その他	備考
		短繊維 フイバー 織物 糸	手紡 梳毛 毛織物 糸	梳毛 毛織物 糸	織物 糸	編織 糸	紳士 用 服 糸	紳士 用 服 糸	
1億ドル以上	Courtaulds	X	X	X	X	X	X	X	1)
	Coats Patons	X	X	X	X	X	X	X	2)
	Tootal's	X	X	X	X	X	X	X	3)
	Carrington Viyella	X	X	X	X	X	X	X	4)
	Nottingham. Mfg.	X	X	X	X	X	X	X	
4千万ドル以上	William Baird	X	X			X	X	X	
	Dawson Int.		S	X		X		X	5)
	I. industries	X							6)
	Readicut Int. Scapa Group Ltd.		X	X	X			X	7)
2千万ドル以上	Carpet Int.			X	X				
	Corah				X	X	X	X	
	Illingworth Morris & Co.	X	X	X	X	X			
	Vantona Whitecroft	X	X				X	X	8)
1千万ドル以上	Allied Textile		X	X					
	British Mohair Spinners		S	X					9)
	Forthergill & H.		S						10)
	Homfray Ltd.			X	X			X	
	Sirdar Youghal Carpets		X	X	X				
1千万ドル以下	Bodycote		S			X			11)
	J. Bright	X	X						12)
	British Enkalon	X							13)
	Bulmer & Lumb		X		X				14)
	John Haggas		X		X	X			
	Highams	X	X			X	X	X	
	Hollas Group								15)
	Parkland Textiles		X	X	X	X		X	
	William Reed		X		X	X			
	Shaw Carpet George Spenser		X		X	X	X	X	

記号：X：生産品目
S：限定された特化品のメーカー

備考：1) 輸出+海外売上げは総売上げの 50%
2) " " 75%以上
3) " " 約45%
4) " " 30%以下
(ICI社が株式の49.47%を保有)

5) カシミア専門業者
6) 売上げの40%がエンジニアリング、20%がテキスタイル、20%がポリマー、15%が海外
7) 製紙機械の外、フェルト、織造布メーカー

8) 売上げはビルディングと同関連商品で50%、繊維品仕上げで35%
9) モヘアー専門業者
10) 売上げの60%は高度技術用特殊繊維品、40%は特殊プラスチック製品
11) 染色加工受託を含む
12) ゴム・プラスチック工業用の特殊糸・コード・織物
13) オランダのAkzo N.V. が60%以上を所有
14) 繊維・糸染色の専門業者
15) 60%が衣料輸入、30%が糸およびファイバー加工

(出所) U.S. Dept. of Commerce "Country Market Survey, Textile : U.K."
August 1979 P9 (一部省略)

表4-2 英国紡織業の構造変化

	1968年初め				1975年末			
	会社数	紡機	燃糸機	織機	会社数	紡機	燃糸機	織機
紡績・織布加工兼営	19 (4.8)	2,035 (43.5)	184 (21.4)	30,104 (30.8)	13 (6.2)	2023 (77.1)	217 (49.4)	22,353 (47.1)
その他	379 (95.2)	2,639 (56.5)	675 (78.6)	67,607 (69.2)	198 (93.8)	600 (22.9)	222 (50.6)	25,066 (52.9)
計	398 (100.0)	4,674 (100.0)	859 (100.0)	97,711 (100.0)	211 (100.0)	2,623 (100.0)	439 (100.0)	47,419 (100.0)

(注) その他には紡績、燃糸、織布の専業或いは兼営を含む。
(資料) 国際綿連

表4-3 英国繊維産業の生産指数

(1963=100)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974
繊維工業	105.0	119.2	123.5	124.9	125.8	128.7	135.6	125.4
人造繊維製造	153.8	100.7	213.2	237.9	252.4	255.0	302.9	264.5
紡績業	82.6	85.5	85.7	84.6	77.4	72.7	74.5	67.8
織布業	80.8	81.7	83.3	77.2	72.1	68.2	66.4	63.5
ニット	113.9	132.0	146.7	149.0	148.3	148.6	152.9	146.3
カーペット	113.9	126.3	126.0	129.9	140.0	158.4	163.5	148.6
衣類製造業	105.6	107.0	107.5	111.0	111.8	114.3	120.5	111.4

(資料) Textile Council 及びTextile Statistics Bureau

表4-4 米国の主要大紡織会社の戦後企業統合数

	買収合併件数													計
	1951	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	
Burlington		4	1	2	2	4	2	1	5	1		1		23
J.P.Stevens		1		1	2	1	2	2	6	1	4	1		21
United M.M.		2	1	1		1		1	2	1				9
Lowenstein		1		1	2				1					5
Cannon Mills						1								1
Cone Mills	1	2					2	1	1	1	1	1		10
West Point					1			2	1					4
Dan River						2			1	1				4
Indian Head							2		4	4	2	2		14
合計件数	1	10	2	5	7	9	8	7	21	9	7	5		91

(出所) "Moody" 1963及び "Standard Listed Stock Report" 1964.

表5-1 英国の織物の輸出入と紡織設備

	輸出(100万平方ヤード)		輸入(100万平方ヤード)		設 備	
	綿 織 物	人 織 織 物	綿 織 物	人 織 織 物	紡機(千錘)	織機(千台)
1958	383	84	389	47	16,595	250
1959	347	64	525	38	12,054	218
1960	327	54	728	58	8,769	168
1961	287	49	731	70	8,557	164
1962	235	55	576	66	7,363	153
1963	223	80	636	63	6,097	137
1964	210	91	767	94	5,756	130
1965	209	95	588	88	-	124
1966	171	65	587	93	4,865	115
1967	143	75	660	125	4,103	98
1968	156	78	707	147	3,709	89
1969	146	101	545	155	3,539	85
1970	139	118	480	164	3,416	75

(出所) Textile Council 及び Textile Statistics Bureau

表5-2 MFA二国間協定国からの輸入割合

(%)

		1976	1977	1978	1979
英 国	綿 糸 輸 入	24.1	22.8	8.6	10.9
	綿 布 輸 入	63.3	62.3	58.5	58.8
	人 造 織 維 織 物	22.6	24.0	18.7	17.6
米 国	綿 製 品 輸 入	91.3	90.7	89.8	91.2
	人 造 織 維 製 品 輸 入	76.3	74.7	76.2	80.7

(出所) 日本紡績月報

表5-3 関税・非関税障壁による消費者の負担増（試算例：米国）

品 目	年	負担増分（億ドル）	備 考
テキスタイル	1980	32	関税のみ
	1981	20~40	クォータのみ
アパレル	1984	180	
テキスタイル +アパレル	1980	184	
	1987	200	1987.9.IIE
	1987	100	1987.6.IBERC

（出所）日本化学繊維協会

（資料）World Bank「World Development Report」1987ほか

（注）IBERC：International Business & Economic Research Corp.

表5-4 米国紡織業の推移

	紡 織 加 工 業			綿・人織紡績 原料消費 （千ト）	綿タイプ紡機 （百万錘）
	売上高(億\$)	売上利益率(%)	設備投資(億\$)		
1960	138	2.5	3.7	2100	20.0
1961	140	2.1	3.3	2087	19.6
1962	144	2.4	3.8	2193	19.5
1963	151	2.3	4.3	2122	19.3
1964	162	3.1	5.9	2524	19.4
1965	180	3.8	7.9	3014	19.4
1966	195	3.6	9.6	3166	20.0
1967	187	2.9	7.7	2513	20.6
1968	208	3.1	6.5	2504	20.5
1969	218	2.9	8.6	2509	20.1
1970	216	1.9	8.0	2350	19.6
1971	229	2.4	9.0	2498	19.2
1972	256	2.6	10.6	2517	19.1
1973	291	2.9	10.3	2491	18.9
1974	312	2.5	10.9	2313	18.6
1975	281	1.5	9.0	2131	18.2

（出所）ATMI "Textile Highlights"

表5-5 米英日の対比

	米 国	英 国	日 本
設備調整政策等	<ul style="list-style-type: none"> ・個別産業に対する支援政策は基本的には行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1959年綿業法等、設備の廃棄、近代化に対する支援政策が行われた。 ・EC加盟後はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備調整、設備近代化に対する支援政策が行われた。 ・企業の水平・垂直統合を支援する政策が行われた。
輸入規制的措施	<ul style="list-style-type: none"> ・強力かつ有効な輸入規制的措施が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入規制的措施は行われたが有効ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入規制的措施は行われていない。
産業再編成	<ul style="list-style-type: none"> ・1950年代から総合コンバートによる統合が大規模に行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1960年代にCourtaulds ICIにより紡織業界の再編成が行われた。 ・その後、統合による硬直化が進行し、業況は良くない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合繊の発展期に、①東レによる加工・販売部門の系列化、②後発企業の一部の合併が行われたにとどまる。

INDUSTRIAL ADJUSTMENT POLICIES FOR THE TEXTILE INDUSTRY

by

Satoshi Iwata
Former Senior Research Fellow,
Research Institute of International Trade and Industry

Tetsuya Matushita
Former Research Fellow,
Research Institute of International Trade and Industry

December 1988

ABSTRACT

The Japanese textile industry, the first of Japan's industries to face pressures for adjustment, continues to experience difficult times. This research paper examines textile policies and the adjustment process of the Japanese textile industry in the post-war period, and compares Japan's experience with those of the United States and the United Kingdom.

This paper is divided into four sections. First, it describes the adjustment process of the Japanese textile industry from the end of the Second World War to the early 1970's. Second, it examines the implementation of textile policies, beginning with policies to cope with excess capacity following the Korean War. Third, the paper surveys textile policies adopted by the U.S. and the U.K. Like Japan, both have gone through periods of industrial adjustment. Fourth, it surveys the restructuring of the U.S. and British textile industries through mergers and acquisitions, which have occurred independently of government policy. Finally, the paper compares the textile industries of the U.S., U.K., and Japan with respect to capacity reduction policies, import regulation policies, and industrial restructuring. The paper also analyzes the relation between these policies and textile industry performance.

The paper reaches the following conclusions. First, capacity reduction policies are insufficient to revitalize the textile industry in the medium and long term. Second, the effectiveness of import restrictions varies according to country, depending on factors such as the enforceability of import restrictions and the degree to which the textile industry is dependent on its domestic market. Generally, import restrictions force a part of the adjustment burden onto the domestic consumers and, in some cases, lead to the loss of competitiveness. Finally, the effectiveness of industrial restructuring is influenced by each country's market in a complex way. For this reason, no generalizations can be made with regard to restructuring.